

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月27日
【中間会計期間】	第6期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほフィナンシャルグループ
【英訳名】	Mizuho Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 前田 晃伸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
【電話番号】	東京 03 (5224) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	主計部長 岸田 守
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
【電話番号】	東京 03 (5224) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	主計部長 岸田 守
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	平成18年度 中間連結会計期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	平成19年度 中間連結会計期間 (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	平成17年度 (自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	平成18年度 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益 (百万円)	1,701,642	1,863,970	2,256,140	3,557,549	4,099,654
連結経常利益 (百万円)	453,021	530,155	399,184	921,069	748,170
連結中間純利益 (百万円)	338,590	392,338	327,061	—	—
連結当期純利益 (百万円)	—	—	—	649,903	620,965
連結純資産額 (百万円)	3,683,283	5,689,314	6,226,971	4,804,993	6,724,408
連結総資産額 (百万円)	146,887,998	148,962,319	151,711,905	149,612,794	149,880,031
1株当たり純資産額 (円)	170,842.57	288,908.63	321,328.20	274,906.95	336,937.64
1株当たり中間純利益 (円)	31,219.11	33,498.33	28,272.51	—	—
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	55,157.14	51,474.49
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (円)	24,031.67	30,787.31	25,804.83	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	46,234.51	48,803.07
自己資本比率 (%)	—	2.9	3.0	—	3.2
連結自己資本比率 (第一基準) (%)	10.73	10.97	11.80	11.59	12.48
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△294,374	△3,045,302	△511,678	△1,669,128	△3,104,934
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△718,821	2,572,052	313,647	△99,262	3,221,212
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△858,493	△823,961	△528,627	△446,671	△417,280
現金及び現金同等物の中間期末残 高 (百万円)	3,730,252	2,091,375	2,363,820	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	—	—	—	3,387,929	3,089,030
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	45,966 [18,344]	48,119 [20,033]	49,824 [19,927]	45,758 [19,024]	47,449 [20,064]

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き、平成18年度から相殺しております。

5. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
6. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末少数株主持分）を期末資産の部合計で除して算出しております。
7. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、第一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期	
決算年月	平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月	
営業収益(百万円)	119,704	1,234,363	604,926	128,990	1,250,099	
経常利益(百万円)	112,995	1,219,706	588,255	113,452	1,218,468	
中間(当期)純利益 (百万円)	146,494	1,241,772	626,454	790,240	1,239,710	
資本金(百万円)	1,540,965	1,540,965	1,540,965	1,540,965	1,540,965	
発行済株式総数(株)	普通株式 12,003,995.49	普通株式 11,872,195.49	普通株式 11,396,254.66	普通株式 12,003,995.49	普通株式 11,872,195.49	
	優先株式 1,405,430	優先株式 980,430	優先株式 980,430	優先株式 1,280,430	優先株式 980,430	
純資産額(百万円)	2,359,657	3,178,778	3,328,419	2,752,319	3,176,404	
総資産額(百万円)	4,192,598	4,772,176	4,623,615	4,793,061	4,764,036	
1株当たり配当額(円)	普通株式 第四回第四種 優先株式 第六回第六種 優先株式 第七回第七種 優先株式 第十一回第十一種 優先株式 第十三回第十三種 優先株式	普通株式 第十一回第十一種 優先株式 第十三回第十三種 優先株式	普通株式 第十一回第十一種 優先株式 第十三回第十三種 優先株式	普通株式 4,000 第四回第四種 優先株式 47,600 第六回第六種 優先株式 42,000 第七回第七種 優先株式 第十一回第十一種 優先株式 20,000 第十三回第十三種 優先株式 30,000	普通株式 7,000 第十一回第十一種 優先株式 20,000 第十三回第十三種 優先株式 30,000	
	自己資本比率(%)	56.28	66.61	71.98	57.42	66.67
	従業員数 [外、平均臨時従業員数](人)	268 [26]	258 [33]	258 [30]	256 [27]	258 [31]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【事業の内容】

「みずほフィナンシャルグループ」(以下、当社グループ)は、当社、連結子会社137社及び持分法適用関連会社22社等で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務、資産運用・管理業務などの金融サービスを提供しております。

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

当中間連結会計期間における主な子会社等の異動は以下のとおりです。

(銀行業) みずほコーポレート銀行(中国)有限公司を平成19年6月1日に新規設立いたしました。

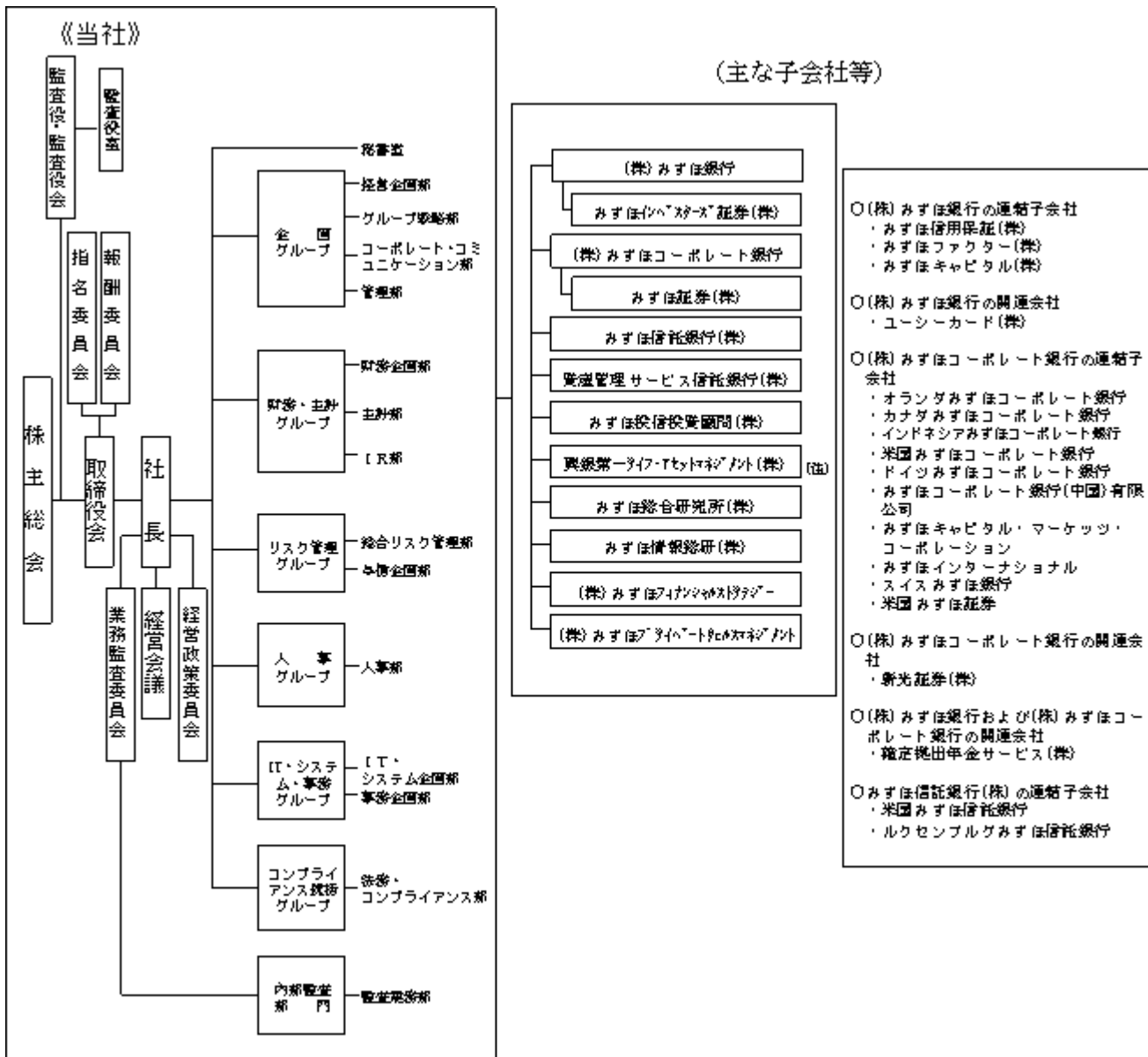
(その他) 第一勧業アセットマネジメント(株)は富士投信投資顧問(株)と平成19年7月1日に合併し、みずほ投信投資顧問(株)に商号変更しております。

ユーシーカード(株)は、当社の子会社から関連会社に変更になっております。

当社グループの組織を図によって示すと次のとおりであります。

事業系統図

(平成19年9月30日現在)



当社及び当社の主な子会社等を事業セグメント別に区分いたしますと、下記のとおりとなります。

銀行業：(株)みずほフィナンシャルグループ、(株)みずほ銀行、(株)みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行(株)、資産管理サービス信託銀行(株)、(株)みずほフィナンシャルストラテジー、みずほ信用保証(株)、オランダみずほコーポレート銀行、カナダみずほコーポレート銀行、インドネシアみずほコーポレート銀行、米国みずほコーポレート銀行、ドイツみずほコーポレート銀行、みずほコーポレート銀行(中国)有限公司、みずほキャピタル・マーケット・コーポレーション、米国みずほ信託銀行、ルクセンブルグみずほ信託銀行

証券業：みずほインベスターズ証券(株)、みずほ証券(株)、みずほインターナショナル、スイスみずほ銀行、米国みずほ証券、新光証券(株)

その他：みずほ投信投資顧問(株)、興銀第一ライフ・アセットマネジメント(株)、(株)みずほプライベートウェルス・マネジメント、みずほ総合研究所(株)、みずほ情報総研(株)、みずほファクター(株)、みずほキャピタル(株)、ユーシーカード(株)、確定拠出年金サービス(株)

3【関係会社の状況】

- (1) 当中間連結会計期間において、当社の関係会社から子会社に変更となった会社はありません。
- (2) 当中間連結会計期間において、当社の子会社から関係会社に変更となった会社は次のとおりであります。
ユーシーカード（株）、エムエイチカードサービス（株）
- (3) 当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。
第一勸業アセットマネジメント（株）、富士投信投資顧問（株）、日本抵当証券（株）、東京情報センター（株）、ポラリス・プリンシパル・ファイナンス（株）、ポラリス第一号投資事業有限責任組合、ポラリス第一号共同投資事業有限責任組合No.1
※第一勸業アセットマネジメント（株）は富士投信投資顧問（株）と合併し、みずほ投信投資顧問（株）に商号変更しております。
- (4) 当中間連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社は次のとおりであります。

(連結子会社)

銀行業

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合（%）	当社との関係内容				
					役員の兼任等（人）	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
瑞穂実業銀行（中国）有限公司	中華人民共和国上海市	千人民元 4,000,000	銀行業務	100.0 (100.0) [-]	-	-	-	-	-

証券業

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合（%）	当社との関係内容				
					役員の兼任等（人）	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Greater China Investments GP (Cayman) Limited	英国領ケイマン諸島	千米ドル 1	金融業務	50.0 (50.0) [-]	-	-	-	-	-
Mizuho Investment Consulting (Shanghai) Co., Ltd.	中華人民共和国上海市	千人民元 10,000	コンサルティング業務	100.0 (100.0) [-]	-	-	-	-	-

その他の事業

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合（%）	当社との関係内容				
					役員の兼任等（人）	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほ投信投資顧問（株）	東京都港区	百万円 2,045	投資信託委託業務・投資顧問業務	98.7 (-) [-]	1 (-)	-	経営管理	-	-
B/F Trust 02-C	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	-	リース業務	- (-) [-]	-	-	-	-	-
Capell Farm Finance Limited	英国ブリストル市	千英ポンド 1	金融業務	- (-) [-]	-	-	-	-	-
Greater China PE Fund, L.P.	英国領ケイマン諸島	千米ドル 373	金融業務	- (-) [-]	-	-	-	-	-
Hoplion Trust	米国デラウェア州ウィルミントン市	-	金融業務	- (-) [-]	-	-	-	-	-
Library Place CLO Ltd	英国領ケイマン諸島	千米ドル 50	金融業務	- (-) [-]	-	-	-	-	-

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所 有（又は被 所有）割合 （%）	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 （人）	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
MAC Trailer Trust 2003	米国デラウェア 州ウィルミント ン市	-	リース業務	- （-） [-]	-	-	-	-	-
MGC Advanced Polyme r Trust	米国コネチカッ ト州ハートフォ ード市	-	リース業務	- （-） [-]	-	-	-	-	-
Quercia Funding S. R. L.	イタリア共和国 ペローナ市	千ユーロ 10	金融業務	- （-） [-]	-	-	-	-	-

(持分法適用関連会社)

その他の事業

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所 有（又は被 所有）割合 （%）	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 （人）	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
環境エネルギー1号投 資事業有限責任組合	東京都品川区	百万円 142	金融業務	- （-） [-]	-	-	-	-	-
DIAM International Fund Management (Jersey) Ltd.	英国領ジャージ ー島	千米ドル 50	投資顧問業 務	- （-） [100.0]	-	-	-	-	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社は、みずほ投信投資顧問（株）であります。
3. 上記関係会社のうち、中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
4. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、[]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
5. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当社の役員（内書き）であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	証券業	その他の事業	合計
従業員数（人）	37,528 [18,664]	5,286 [427]	7,010 [836]	49,824 [19,927]

- (注) 1. 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員19,886人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員（各月末人員の平均）を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	258 [30]
---------	-------------

- (注) 1. 従業員数は、社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、執行役員4人、嘱託及び臨時従業員32人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員（各月末人員の平均）を外書きで記載しております。
3. 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社に在籍する組合員数（他社への出向者を含む。）は185人であります。労使間においては、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

(金融経済環境)

当中間期の経済情勢を顧みますと、世界経済につきましては、米国ではサブプライム住宅ローン問題等を背景にやや成長が鈍化しましたが、中国をはじめとするアジアでの高成長により、総じて堅調に推移しました。日本経済につきましては、輸出の堅調により企業業績の改善は続きましたが、個人消費の伸び悩み等により、国内需要の伸びは鈍化しました。物価につきましては、世界的な商品市況上昇等により、国内においても企業物価の上昇が続いたものの、耐久消費財の下落等から消費者物価の前年比はゼロ%近傍で推移しました。これらを受けて、日本銀行は金利の引上げを見送っています。

また、国内の金融資本市場におきましては、株価は米国経済の減速懸念等を背景に一時下落しましたが、その後はほぼ横ばいで推移しました。長期金利につきましては、日本経済の堅調に伴う利上げ期待から一時上昇しましたが、米国金利の低下の影響もあり、当中間期後半は期初の水準で推移しました。

金融界においては、各金融機関がそれぞれの特色を活かした戦略を展開しております。当社グループにおいては、こうした環境変化を踏まえ、競争上の優位性を確保し、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

(経営成績)

以上の経営環境のもと、当中間期の連結中間純利益は前中間期比652億円減少し、3,270億円となりました。

これは、傘下銀行の顧客部門収益が預貸金収支を中心に増加するとともに、市場部門収益も好調であった一方で、サブプライム問題を契機とする金融市場の混乱の影響を受け、みずほ証券が大幅な減益（連結経常利益前年同期比530億円の減少）となったことや、与信関係費用が前年同期の戻入（+930億円）から繰入に転じたこと等によるものであります。与信関係費用につきましては、景気が先行き不透明な中、中小企業等の低格付先を中心に見直しを図ったこともあり、前年同期比負担増となったものであります。なお、当中間期より、市場環境の変化を踏まえ、米国会計基準に準じ、時価評価の対象範囲を拡大するとともに、売却予定貸出金に対する引当を実施しております。

(財政状態)

当中間期末における連結総資産は、前年度末に比べ1兆8,318億円増加し、151兆7,119億円となりました。これは、主に特定取引資産が前年度末に比べ2兆670億円増加したこと等によるものであります。

主要勘定につきましては、有価証券は前年度末に比べ1,039億円増加し36兆1,539億円となり、また、貸出金は前年度末に比べ921億円増加し66兆564億円となりました。一方、預金につきましては、個人預金は堅調に推移いたしましたが、主に法人預金等が減少したことから前年度末に比べ6,356億円減少し、74兆1,674億円となりました。

なお、当中間期末のバーゼルⅡ自己資本比率（第一基準）は、11.80%となりました。

(セグメントの状況)

事業の種類別セグメントは、銀行業と信託業からなる銀行業、証券業、及び投資顧問業などのその他の事業に区分し記載しております。

銀行業の経常収益は1兆8,384億円、経常利益は3,968億円となりました。証券業の経常収益は4,212億円、経常損失は43億円となりました。その他の事業の経常収益は1,222億円、経常利益は133億円となりました。

所在地別セグメントは、日本、米州、欧州、アジア・オセアニアに区分して記載しております。

日本における経常収益は1兆4,957億円、経常利益は3,311億円となりました。米州における経常収益は4,739億円、経常利益は621億円となりました。欧州における経常収益は3,518億円、経常損失は86億円となりました。アジア・オセアニアにおける経常収益は1,221億円、経常利益は252億円となりました。なお、海外経常収益は連結経常収益2兆2,561億円に対して7,864億円となっております。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは市場性運用の増加等により5,116億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の売却及び償還などにより3,136億円の収入となり、財務活動によるキャッシュ・フローは自己株式の取得などにより5,286億円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間期末残高は2兆3,638億円となりました。

(3) 事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で5,346億円、証券業で64億円、その他の事業で34億円、相殺消去額控除後で合計5,379億円となりました。信託報酬は、銀行業で331億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で1,592億円、証券業で511億円、その他の事業で726億円、相殺消去額控除後で合計2,386億円となりました。特定取引収支は、銀行業で1,039億円、証券業で180億円、合計1,220億円となりました。その他業務収支は、銀行業で480億円、証券業で△6億円、その他の事業で147億円、相殺消去額控除後で合計561億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	その他の事業	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	529,977	9,603	3,194	7,641	535,134
	当中間連結会計期間	534,614	6,480	3,462	6,648	537,909
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	982,800	207,712	5,870	42,549	1,153,833
	当中間連結会計期間	1,264,144	313,643	7,377	64,397	1,520,768
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	452,822	198,108	2,675	34,908	618,698
	当中間連結会計期間	729,530	307,162	3,915	57,748	982,859
信託報酬	前中間連結会計期間	33,354	—	—	10	33,344
	当中間連結会計期間	33,124	—	—	8	33,115
役務取引等収支	前中間連結会計期間	164,975	53,119	78,056	47,223	248,929
	当中間連結会計期間	159,273	51,104	72,608	44,306	238,680
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	211,850	60,633	86,181	53,125	305,539
	当中間連結会計期間	207,596	62,248	78,620	52,728	295,737
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	46,874	7,513	8,124	5,901	56,610
	当中間連結会計期間	48,323	11,143	6,012	8,422	57,057
特定取引収支	前中間連結会計期間	48,310	56,248	—	—	104,559
	当中間連結会計期間	103,959	18,074	—	—	122,034
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	51,969	56,248	—	—	108,217
	当中間連結会計期間	103,959	36,339	—	—	140,298
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	3,658	—	—	—	3,658
	当中間連結会計期間	—	18,264	—	—	18,264
その他業務収支	前中間連結会計期間	70,816	△408	13,130	7,977	75,560
	当中間連結会計期間	48,047	△695	14,746	5,953	56,144
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	119,718	421	27,489	9,765	137,863
	当中間連結会計期間	91,839	242	24,186	7,670	108,598
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	48,901	830	14,358	1,787	62,303
	当中間連結会計期間	43,792	938	9,440	1,717	52,453

(注) 1. 事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下の通りです。

銀行業……………銀行業、信託業

証券業……………証券業

その他の事業…投資顧問業等

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(4) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間において、資金運用収支・信託報酬・役員取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は9,878億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	435,919	102,145	2,930	535,134
	当中間連結会計期間	431,280	118,367	11,738	537,909
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	667,761	561,510	75,439	1,153,833
	当中間連結会計期間	873,551	799,595	152,378	1,520,768
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	231,842	459,365	72,508	618,698
	当中間連結会計期間	442,271	681,227	140,639	982,859
信託報酬	前中間連結会計期間	33,341	2	—	33,344
	当中間連結会計期間	33,115	0	—	33,115
役員取引等収支	前中間連結会計期間	231,586	20,157	2,814	248,929
	当中間連結会計期間	204,474	34,791	585	238,680
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	280,166	47,537	22,163	305,539
	当中間連結会計期間	256,401	55,163	15,827	295,737
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	48,579	27,380	19,349	56,610
	当中間連結会計期間	51,927	20,371	15,241	57,057
特定取引収支	前中間連結会計期間	95,621	8,937	—	104,559
	当中間連結会計期間	135,914	△13,880	—	122,034
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	96,139	12,078	—	108,217
	当中間連結会計期間	135,914	37,362	32,978	140,298
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	517	3,141	—	3,658
	当中間連結会計期間	—	51,242	32,978	18,264
その他業務収支	前中間連結会計期間	58,506	17,142	88	75,560
	当中間連結会計期間	39,800	16,394	50	56,144
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	119,039	20,858	2,033	137,863
	当中間連結会計期間	88,665	22,130	2,197	108,598
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	60,532	3,716	1,944	62,303
	当中間連結会計期間	48,864	5,735	2,146	52,453

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社（海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。）であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。
3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。
4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(5) 国内・海外別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間において、資金運用勘定の平均残高は126兆2,195億円、利息は1兆5,207億円、利回りは2.40%となりました。資金調達勘定の平均残高は125兆6,915億円、利息は9,828億円、利回りは1.56%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	103,746,947	667,761	1.28
	当中間連結会計期間	104,002,485	873,551	1.67
うち貸出金	前中間連結会計期間	56,741,869	412,543	1.45
	当中間連結会計期間	56,583,569	493,653	1.74
うち有価証券	前中間連結会計期間	33,824,871	206,911	1.22
	当中間連結会計期間	34,531,703	303,110	1.75
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	584,443	1,111	0.38
	当中間連結会計期間	168,202	1,364	1.62
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	275,163	214	0.15
	当中間連結会計期間	349,989	702	0.40
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	7,774,900	7,441	0.19
	当中間連結会計期間	7,723,983	23,451	0.60
うち預け金	前中間連結会計期間	1,129,649	15,181	2.68
	当中間連結会計期間	1,301,755	19,646	3.01
資金調達勘定	前中間連結会計期間	104,589,114	231,842	0.44
	当中間連結会計期間	105,000,937	442,271	0.84
うち預金	前中間連結会計期間	65,245,860	84,585	0.25
	当中間連結会計期間	65,197,560	142,491	0.43
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	8,592,846	7,417	0.17
	当中間連結会計期間	7,911,019	23,378	0.59
うち債券	前中間連結会計期間	6,088,342	18,222	0.59
	当中間連結会計期間	4,367,581	13,008	0.59
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	7,367,426	6,502	0.17
	当中間連結会計期間	5,831,388	18,421	0.63
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	2,041,797	16,019	1.56
	当中間連結会計期間	2,233,138	28,611	2.56
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	6,308,033	8,907	0.28
	当中間連結会計期間	6,880,767	36,227	1.05
うち商業・ペーパー	前中間連結会計期間	40,000	24	0.12
	当中間連結会計期間	15,000	40	0.53
うち借入金	前中間連結会計期間	5,829,436	66,529	2.28
	当中間連結会計期間	7,263,405	82,782	2.27

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高等を利用しております。
2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	23,056,056	561,510	4.87
	当中間連結会計期間	29,084,550	799,595	5.49
うち貸出金	前中間連結会計期間	9,800,689	241,748	4.93
	当中間連結会計期間	12,000,979	319,506	5.32
うち有価証券	前中間連結会計期間	2,552,498	57,769	4.52
	当中間連結会計期間	3,025,006	74,947	4.95
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	295,505	7,635	5.16
	当中間連結会計期間	230,119	6,470	5.62
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	8,978,783	218,099	4.85
	当中間連結会計期間	10,792,904	310,809	5.75
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	943,040	23,952	5.07
	当中間連結会計期間	1,194,800	24,857	4.16
資金調達勘定	前中間連結会計期間	21,140,158	459,365	4.34
	当中間連結会計期間	26,872,623	681,227	5.07
うち預金	前中間連結会計期間	7,116,204	123,381	3.46
	当中間連結会計期間	8,951,754	173,398	3.87
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,289,418	33,268	5.16
	当中間連結会計期間	1,873,739	51,068	5.45
うち債券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	203,080	5,233	5.15
	当中間連結会計期間	356,112	10,536	5.91
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	10,490,619	254,174	4.84
	当中間連結会計期間	13,631,480	378,697	5.55
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	57,644	3,753	13.02
	当中間連結会計期間	440,622	11,253	5.10

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高等を利用してあります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高 (百万円)			利息 (百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	126,803,003	4,881,539	121,921,464	1,229,272	75,439	1,153,833	1.89
	当中間連結会計期間	133,087,036	6,867,438	126,219,597	1,673,147	152,378	1,520,768	2.40
うち貸出金	前中間連結会計期間	66,542,559	2,240,976	64,301,582	654,291	48,780	605,511	1.88
	当中間連結会計期間	68,584,548	2,636,810	65,947,737	813,160	57,295	755,864	2.29
うち有価証券	前中間連結会計期間	36,377,370	793,208	35,584,161	264,680	9,216	255,464	1.43
	当中間連結会計期間	37,556,709	832,660	36,724,049	378,058	16,137	361,921	1.97
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	879,949	—	879,949	8,746	3	8,743	1.98
	当中間連結会計期間	398,321	3,487	394,834	7,834	3	7,831	3.96
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	9,253,946	1,480,589	7,773,356	218,313	15,704	202,609	5.21
	当中間連結会計期間	11,142,893	1,628,715	9,514,178	311,512	27,191	284,321	5.97
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	7,774,900	—	7,774,900	7,441	0	7,441	0.19
	当中間連結会計期間	7,723,983	1,260	7,722,723	23,451	2	23,449	0.60
うち預け金	前中間連結会計期間	2,072,689	120,703	1,951,986	39,134	1,152	37,981	3.89
	当中間連結会計期間	2,496,556	215,022	2,281,534	44,503	3,497	41,006	3.59
資金調達勘定	前中間連結会計期間	125,729,273	4,329,156	121,400,117	691,207	72,508	618,698	1.01
	当中間連結会計期間	131,873,560	6,181,978	125,691,581	1,123,498	140,639	982,859	1.56
うち預金	前中間連結会計期間	72,362,064	132,292	72,229,772	207,966	1,816	206,150	0.57
	当中間連結会計期間	74,149,314	284,536	73,864,778	315,889	2,235	313,654	0.84
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	9,882,264	—	9,882,264	40,685	—	40,685	0.82
	当中間連結会計期間	9,784,759	—	9,784,759	74,447	—	74,447	1.52
うち債券	前中間連結会計期間	6,088,342	—	6,088,342	18,222	—	18,222	0.59
	当中間連結会計期間	4,367,581	—	4,367,581	13,008	—	13,008	0.59
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	7,570,506	424	7,570,082	11,735	9	11,726	0.30
	当中間連結会計期間	6,187,500	6	6,187,493	28,958	0	28,958	0.93
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	12,532,417	1,476,227	11,056,189	270,193	15,722	254,470	4.60
	当中間連結会計期間	15,864,619	1,627,485	14,237,133	407,308	27,207	380,101	5.33
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	6,308,033	3,089	6,304,943	8,907	1	8,905	0.28
	当中間連結会計期間	6,880,767	2,415	6,878,351	36,227	8	36,219	1.05
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	40,000	—	40,000	24	—	24	0.12
	当中間連結会計期間	15,000	—	15,000	40	—	40	0.53
うち借入金	前中間連結会計期間	5,887,080	2,449,514	3,437,565	70,283	54,908	15,375	0.89
	当中間連結会計期間	7,704,027	2,700,921	5,003,106	94,036	62,856	31,180	1.24

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(6) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間において、役務取引等収益は2,957億円、役務取引等費用は570億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	280,166	47,537	22,163	305,539
	当中間連結会計期間	256,401	55,163	15,827	295,737
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	42,446	26,282	291	68,436
	当中間連結会計期間	36,630	30,199	51	66,778
うち為替業務	前中間連結会計期間	55,204	2,212	5	57,410
	当中間連結会計期間	56,143	1,978	14	58,106
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	56,431	8,372	10,381	54,422
	当中間連結会計期間	48,725	12,340	11,856	49,209
うち代理業務	前中間連結会計期間	26,773	426	203	26,996
	当中間連結会計期間	16,290	489	186	16,593
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	2,997	1	0	2,998
	当中間連結会計期間	2,905	1	0	2,906
うち保証業務	前中間連結会計期間	13,297	2,811	989	15,118
	当中間連結会計期間	13,794	3,054	1,000	15,849
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	27,182	1,556	—	28,739
	当中間連結会計期間	24,491	1,678	518	25,651
役務取引等費用	前中間連結会計期間	48,579	27,380	19,349	56,610
	当中間連結会計期間	51,927	20,371	15,241	57,057
うち為替業務	前中間連結会計期間	15,997	79	96	15,981
	当中間連結会計期間	17,752	77	0	17,829

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(7) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間において、特定取引収益は1,402億円、特定取引費用は182億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	96,139	12,078	—	108,217
	当中間連結会計期間	135,914	37,362	32,978	140,298
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	49,884	2,430	—	52,314
	当中間連結会計期間	30,931	—	30,931	—
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	2,387	—	2,047	340
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	44,009	9,648	—	53,657
	当中間連結会計期間	96,919	37,362	—	134,281
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	2,245	—	—	2,245
	当中間連結会計期間	5,676	—	—	5,676
特定取引費用	前中間連結会計期間	517	3,141	—	3,658
	当中間連結会計期間	—	51,242	32,978	18,264
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	49,195	30,931	18,264
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	517	3,141	—	3,658
	当中間連結会計期間	—	2,047	2,047	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。
 4. 内訳科目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、国内・海外・合計ごとの純額を表示しております。

② 特定取引資産・負債の内訳（未残）

当中間連結会計期間末において、特定取引資産は12兆4,816億円、特定取引負債は7兆9,786億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	8,849,352	2,326,008	590,468	10,584,892
	当中間連結会計期間	9,993,617	2,941,522	453,538	12,481,601
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	5,709,146	922,139	—	6,631,286
	当中間連結会計期間	6,916,712	1,256,027	—	8,172,739
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	91,118	4,446	—	95,565
	当中間連結会計期間	107,627	552	—	108,179
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	37,099	461,787	—	498,886
	当中間連結会計期間	1,004	584,332	—	585,336
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	647	652	—	1,299
	当中間連結会計期間	2,660	492	—	3,152
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,587,034	909,988	590,468	1,906,554
	当中間連結会計期間	1,483,201	1,050,851	453,538	2,080,513
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	1,424,305	26,994	—	1,451,299
	当中間連結会計期間	1,482,412	49,267	—	1,531,679
特定取引負債	前中間連結会計期間	5,945,214	2,388,981	590,468	7,743,727
	当中間連結会計期間	6,128,847	2,303,364	453,538	7,978,672
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	4,255,846	1,338,535	—	5,594,381
	当中間連結会計期間	4,522,028	603,443	—	5,125,472
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	96,720	1,462	—	98,183
	当中間連結会計期間	134,539	606	—	135,146
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	35,043	201,787	—	236,831
	当中間連結会計期間	—	512,922	—	512,922
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	266	18	—	284
	当中間連結会計期間	1,839	4	—	1,843
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,557,338	847,176	590,468	1,814,046
	当中間連結会計期間	1,470,439	1,186,386	453,538	2,203,287
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(8) 国内・海外別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	65,178,516	6,849,736	116,017	71,912,235
	当中間連結会計期間	65,239,685	9,341,588	413,855	74,167,419
うち流動性預金	前中間連結会計期間	37,214,254	834,355	7,973	38,040,635
	当中間連結会計期間	36,078,474	959,526	18,076	37,019,924
うち定期性預金	前中間連結会計期間	23,064,033	5,819,672	107,981	28,775,724
	当中間連結会計期間	24,567,257	8,183,663	395,108	32,355,812
うちその他	前中間連結会計期間	4,900,229	195,708	62	5,095,875
	当中間連結会計期間	4,593,954	198,398	670	4,791,682
譲渡性預金	前中間連結会計期間	7,867,780	1,756,586	—	9,624,366
	当中間連結会計期間	7,086,890	1,485,742	—	8,572,632
総合計	前中間連結会計期間	73,046,296	8,606,323	116,017	81,536,602
	当中間連結会計期間	72,326,575	10,827,331	413,855	82,740,051

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。
4. 預金の区分は次のとおりであります。
① 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
② 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(9) 国内・海外別債券残高の状況

○債券の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
利付債券	前中間連結会計期間	5,005,711	—	—	5,005,711
	当中間連結会計期間	3,710,874	—	—	3,710,874
割引債券	前中間連結会計期間	547,928	—	—	547,928
	当中間連結会計期間	208,690	—	—	208,690
外貨建債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
合計	前中間連結会計期間	5,553,640	—	—	5,553,640
	当中間連結会計期間	3,919,564	—	—	3,919,564

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 「相殺消去額」には、内部取引金額等を記載しております。
4. 「利付債券」には、利付みずほ銀行債券及び利付みずほコーポレート銀行債券を含んでおります。
5. 「割引債券」には、割引みずほ銀行債券を含んでおります。

(10) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	57,139,513	100.00	55,535,427	100.00
製造業	7,233,572	12.66	7,269,893	13.09
農業	38,572	0.07	35,370	0.06
林業	1,124	0.00	974	0.00
漁業	3,041	0.01	2,333	0.01
鉱業	133,082	0.23	131,492	0.24
建設業	1,389,430	2.43	1,347,677	2.43
電気・ガス・熱供給・水道業	898,762	1.57	662,819	1.19
情報通信業	818,665	1.43	656,756	1.18
運輸業	2,854,523	5.00	2,597,333	4.68
卸売・小売業	6,007,783	10.51	5,694,120	10.25
金融・保険業	5,215,685	9.13	4,685,532	8.44
不動産業	6,633,993	11.61	6,494,704	11.70
各種サービス業	7,267,870	12.72	7,418,646	13.36
地方公共団体	339,554	0.59	368,642	0.66
政府等	5,546,839	9.71	5,082,674	9.15
その他	12,757,010	22.33	13,086,455	23.56
海外及び特別国際金融取引勘定分	7,923,216	100.00	10,521,041	100.00
政府等	271,022	3.42	251,055	2.39
金融機関	1,346,403	16.99	2,382,109	22.64
その他	6,305,790	79.59	7,887,876	74.97
合計	65,062,729	—	66,056,468	—

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成18年9月30日	インドネシア共和国	24,938
	その他（3か国）	251
	合計	25,190
	（資産の総額に対する割合：％）	（ 0.01 ）
平成19年9月30日	ウルグアイ	618
	タンザニア	519
	その他（2か国）	37
	合計	1,175
	（資産の総額に対する割合：％）	（ 0.00 ）

（注） 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(11) 国内・海外別有価証券の状況

○有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	18,941,742	—	18,941,742
	当中間連結会計期間	16,817,106	—	16,817,106
地方債	前中間連結会計期間	143,713	—	143,713
	当中間連結会計期間	118,909	—	118,909
短期社債	前中間連結会計期間	9,966	—	9,966
	当中間連結会計期間	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	2,805,439	523	2,805,962
	当中間連結会計期間	2,936,072	513	2,936,586
株式	前中間連結会計期間	6,103,212	30,148	6,133,361
	当中間連結会計期間	5,889,129	32,459	5,921,588
その他の証券	前中間連結会計期間	6,427,599	2,631,524	9,059,123
	当中間連結会計期間	7,555,102	2,804,612	10,359,714
合計	前中間連結会計期間	34,431,674	2,662,196	37,093,870
	当中間連結会計期間	33,316,320	2,837,585	36,153,905

- （注） 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件（平成10年大蔵省告示第62号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（第一基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,540,965	1,540,965
	うち非累積的永久優先株（注1）	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	411,110	411,093
	利益剰余金	1,201,088	1,490,642
	自己株式（△）	32,006	2,426
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	△41,285	△36,728
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,294,525	1,527,745
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,100,530	1,314,022
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	12,543
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	4,374,398	4,918,748
	繰延税金資産の控除金額（△）（注2）	—	—
計（A）	4,374,398	4,918,748	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 （注3）	607,926	416,084	

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日	
		金額（百万円）	金額（百万円）	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	927,653	842,396	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	123,759	114,437	
	一般貸倒引当金	565,282	6,575	
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	63,244	
	負債性資本調達手段等	2,693,667	2,694,225	
	うち永久劣後債務（注4）	828,243	691,955	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注5）	1,865,424	2,002,269	
	計	4,310,363	3,720,880	
	うち自己資本への算入額	(B)	4,310,363	3,720,880
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—	
	うち自己資本への算入額	(C)	—	
控除項目	控除項目（注6）	(D)	117,350	316,748
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D)	(E)	8,567,411	8,322,880
リスク・アセ ット等	資産（オン・バランス）項目	68,185,391	49,915,310	
	オフ・バランス取引等項目	7,734,136	11,747,507	
	信用リスク・アセットの額	(F)	75,919,527	61,662,817
	マーケット・リスク相当額に係る額（(H) / 8%）	(G)	2,137,160	2,680,278
	（参考）マーケット・リスク相当額	(H)	170,972	214,422
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 （(J) / 8%）	(I)	—	3,905,560
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額	(J)	—	312,444
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た 額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて 得た額	(K)	—	2,276,506
	計（(F) + (G) + (I) + (K)）	(L)	78,056,688	70,525,162
連結自己資本比率（第一基準） = (E) / (L) × 100 (%)		10.97	11.80	
（参考）Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100 (%)		5.60	6.97	

- (注) 1. 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 平成19年9月30日における当社の「繰延税金資産の純額に相当する額」は311,368百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は1,475,624百万円であります。
3. 告示第5条第2項(旧告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4. 告示第6条第1項第4号(旧告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第6条第1項第5号及び第6号(旧告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第8条第1項第1号から第6号(旧告示第7条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

[次へ](#)

(※) 優先出資証券の概要

当社は、当社の海外特別目的会社が発行している下記1の各優先出資証券、及び当社の連結子会社である株式会社みずほコーポレート銀行の海外特別目的会社が発行している下記2の各優先出資証券を当社の「連結自己資本比率」の「基本的項目」に算入しております。

1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) Limited (以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 1 Limited (以下、「MPC1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC1優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成21年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	変動配当(金利ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	変動配当(金利ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	1,760億円	1,710億円
払込日	平成11年3月15日	平成14年2月14日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPCに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 ② 当社優先株式(注2)への配当が停止された場合 ③ 当社がMPCに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当社がMPCに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPC1に対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 ② 当社優先株式(注2)への配当が停止された場合 ③ 当社がMPC1に対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当社がMPC1に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合

強制配当事由	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③分配可能額制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③分配可能額制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。
分配可能額制限	当社がMPCに対して分配可能額制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注3）に制限される。	当社がMPC 1に対して分配可能額制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注3）に制限される。
配当制限	当社優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注6）への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注6）への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式（注2）と同格	当社優先株式（注2）と同格

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 5 Limited (以下、「MPC 5」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC 5優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 6 Limited (以下、「MPC 6」といい、以下に記載される優先出資証券Series A及びSeries Bを総称して「本MPC 6優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 7 Limited (以下、「MPC 7」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC 7優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	変動配当（ただし、平成25年6月の配当支払日以降は、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される。）（下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	Series A、Series Bともに変動配当（ただし、平成25年6月の配当支払日以降は、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される。）（下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	変動配当（ただし、平成25年6月の配当支払日以降は、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される。）（下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	455億円	Series A 195億円 Series B 25億円	510億円
払込日	平成14年8月9日	Series A 平成14年8月9日 Series B 平成14年8月30日	平成14年8月30日

配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPC 5 に対して損失補填事由証明書（注 1）を交付した場合 ② 当社優先株式（注 2）への配当が停止された場合 ③ 当社がMPC 5 に対して可処分分配可能額（注 3）が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書（注 4）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注 5）でなく、かつ、当社がMPC 5 に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPC 6 に対して損失補填事由証明書（注 1）を交付した場合 ② 当社優先株式（注 2）への配当が停止された場合 ③ 当社がMPC 6 に対して可処分分配可能額（注 3）が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書（注 4）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注 5）でなく、かつ、当社がMPC 6 に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPC 7 に対して損失補填事由証明書（注 1）を交付した場合 ② 当社優先株式（注 2）への配当が停止された場合 ③ 当社がMPC 7 に対して可処分分配可能額（注 3）が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書（注 4）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注 5）でなく、かつ、当社がMPC 7 に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の 6 月にパリティ優先出資証券（注 6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注 1）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③分配可能額制限証明書（注 4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の 6 月にパリティ優先出資証券（注 6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注 1）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③分配可能額制限証明書（注 4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の 6 月にパリティ優先出資証券（注 6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注 1）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③分配可能額制限証明書（注 4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。
分配可能額制限	当社がMPC 5 に対して分配可能額制限証明書（注 4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注 3）に制限される。	当社がMPC 6 に対して分配可能額制限証明書（注 4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注 3）に制限される。	当社がMPC 7 に対して分配可能額制限証明書（注 4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注 3）に制限される。
配当制限	当社優先株式（注 2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注 6）への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注 2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注 6）への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注 2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注 6）への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式（注 2）と同格	当社優先株式（注 2）と同格	当社優先株式（注 2）と同格

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	Mizuho Capital Investment (US D) 1 Limited (以下、「MCI(USD) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(USD)1優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (EU R) 1 Limited (以下、「MCI(EUR) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(EUR)1優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (JP Y) 1 Limited (以下、「MCI(JPY) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(JPY) 1優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券

償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成23年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	当初10年間は固定配当（ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初5年間は固定配当（ただし、平成23年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初10年間は固定配当（ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日	平成23年6月までは毎年6月30日 平成23年12月以降は毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日
発行総額	6億米ドル	5億ユーロ	4,000億円
払込日	平成18年3月13日	平成18年3月13日	平成19年1月12日
配当停止条件	<p>（強制配当停止・減額事由）</p> <p>① 当社に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合</p> <p>② 当社の可処分分配可能額（注11）が不足し、または当社優先株式（注13）への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>（任意配当停止・減額事由）</p> <p>③ 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI (USD) 1に対して配当停止通知を送付した場合</p> <p>④ 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI (USD) 1に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>（強制配当停止・減額事由）</p> <p>① 当社に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合</p> <p>② 当社の可処分分配可能額（注12）が不足し、または当社優先株式（注13）への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>（任意配当停止・減額事由）</p> <p>③ 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI (EUR) 1に対して配当停止通知を送付した場合</p> <p>④ 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI (EUR) 1に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>（強制配当停止・減額事由）</p> <p>① 当社に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合</p> <p>② 当社の可処分分配可能額（注14）が不足し、または当社優先株式（注13）への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>（任意配当停止・減額事由）</p> <p>③ 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI (JPY) 1に対して配当停止通知を送付した場合</p> <p>④ 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI (JPY) 1に対して配当停止通知を送付した場合</p>
強制配当事由	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当日においては、本MCI (USD) 1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当日においては、本MCI (EUR) 1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当日においては、本MCI (JPY) 1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本MCI (USD) 1優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額（注11）の範囲で支払われる。	本MCI (EUR) 1優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額（注12）の範囲で支払われる。	本MCI (JPY) 1優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額（注14）の範囲で支払われる。

配当制限	当社優先株式（注13）への配当が減額された場合には本MCI (USD) 1 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注13）への配当が減額された場合には本MCI (EUR) 1 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注13）への配当が減額された場合には本MCI (JPY) 1 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式（注13）と同格	当社優先株式（注13）と同格	当社優先株式（注13）と同格

(注) 1. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当社が各発行体に対して交付する証明書（ただし、損失補填事由が以下の④の場合には、その交付は当社の裁量による）であり、損失補填事由とは、当社につき、以下の事由が発生する場合をいう。①当社によりもしくは当社に対して清算手続が開始された場合、または当社が破産した場合、もしくは当社の事業の終了を内容とする更生計画の認可がなされた場合、②会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、③監督当局が、当社が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当社を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合、④自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、⑤債務不履行またはその恐れのある場合、⑥債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 可処分分配可能額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から、ある事業年度において当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある事業年度に当社優先株式に支払われる中間配当は、可処分分配可能額の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、当社以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当社の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPC（MPC 1、MPC 5、MPC 6、MPC 7）の欄については、それぞれMPC 1、MPC 5、MPC 6、MPC 7）との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分分配可能額は以下のように調整される。

調整後の可処分分配可能額＝可処分分配可能額×（パリティ優先出資証券の満額配当の総額）／（パリティ優先出資証券の満額配当の総額＋パラレル証券の満額配当の総額）

4. 分配可能額制限証明書

可処分分配可能額が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当社から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該事業年度における可処分分配可能額を記載するものをいう。

5. 強制配当日

当社普通株式について配当がなされた事業年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6. パリティ優先出資証券

MPC（MPC 1、MPC 5、MPC 6、MPC 7）については、それぞれMPC 1、MPC 5、MPC 6、MPC 7）が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPC優先出資証券（MPC 1、MPC 5、MPC 6、MPC 7）については、それぞれ本MPC 1 優先出資証券、本MPC 5 優先出資証券、本MPC 6 優先出資証券、本MPC 7 優先出資証券。以下、本注記において同様。）と同じである優先出資証券及び本MPC優先出資証券の総称。（たとえば、MPC 6 のケースでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たに発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

7. 清算事由

当社によりもしくは当社に対して清算手続が開始された場合、または当社が破産した場合、もしくは当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合。

8. 更生事由

当社につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合。

9. 支払不能事由

当社につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

10. 公的介入

監督当局が、当社が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当社を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合。

11. 本MCI(USD)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

①6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(USD)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(USD)1優先出資証券の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(USD)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

②12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(USD)1優先出資証券の配当日までに支払われた本MCI(USD)1優先出資証券および6月の本MCI(USD)1優先出資証券の配当日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(USD)1優先出資証券への12月の配当日における満額配当金額と、6月の本MCI(USD)1優先出資証券への配当日の翌日から12月の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12. 本MCI(EUR)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

(平成23年6月の配当支払日まで)

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(EUR)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(EUR)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)に対する本年度の満額配当金額で按分した金額

(平成23年12月の配当支払日以降)

①6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(EUR)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(EUR)1優先出資証券の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

②12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(EUR)1優先出資証券の配当日までに支払われた本MCI(EUR)1優先出資証券および6月の本MCI(EUR)1優先出資証券の配当日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(EUR)1優先出資証券への12月の配当日における満額配当金額と、6月の本MCI(EUR)1優先出資証券への配当日の翌日から12月の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

13. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式。

14. 本MCI(JPY)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

①6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(JPY)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(JPY)1優先出資証券の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(JPY)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

②12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(JPY)1優先出資証券の配当日までに支払われた本MCI(JPY)1優先出資証券および6月の本MCI(JPY)1優先出資証券の配当日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY)1優先出資証券への12月の配当日における満額配当金額と、6月の本MCI(JPY)1優先出資証券への配当日の翌日から12月の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

2. 株式会社みずほコーポレート銀行（以下、「同行」という。）の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital Company L.L.C.（以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という。）	Mizuho JGB Investment L.L.C.（以下、「MJI」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MJI優先出資証券」という。）
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	当初10年間は固定配当（ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初10年間は固定配当（ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月及び12月の最終営業日	毎年6月及び12月の最終営業日
発行総額	10億米ドル	16億米ドル
払込日	平成10年2月23日	平成10年3月16日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当支払いは停止され、停止された配当は累積しない。（ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く。） ① 同行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ② 同行につき会社清算手続が開始された場合、同行が破産した場合、または同行の事業の終了を内容とする更生計画の認可がなされた場合 ③ 同行優先株式（注2）への配当が停止され、かつ同行がMPCに対し同行優先株式への配当停止について書面で通知をしたか、もしくは本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ④ 同行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当支払いは停止され、停止された配当は累積しない。（ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く。） ① 同行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MJI優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ② 同行につき会社清算手続が開始された場合、同行が破産した場合、または同行の事業の終了を内容とする更生計画の認可がなされた場合 ③ 同行優先株式（注2）への配当が停止され、かつ同行がMJIに対し同行優先株式への配当停止について書面で通知をしたか、もしくは本MJI優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ④ 同行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MJI優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合
強制配当事由	同行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該事業年度終了後に開始する連続した2配当期間（注3）にかかる配当支払日において、本MPC優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない（配当停止条件における②の状態が生じている場合を除く）。	同行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該事業年度終了後に開始する連続した2配当期間（注3）にかかる配当支払日において、本MJI優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない（配当停止条件における②の状態が生じている場合を除く）。
配当制限	定めなし	定めなし
残余財産請求権	同行優先株式（注2）と同格	同行優先株式（注2）と同格

(注) 1. 配当禁止通知

Mizuho Preferred Capital Company L.L.C. (Mizuho JGB Investment L.L.C.についてはMizuho JGB Investment L.L.C.) について、配当支払日の10日以上前にMizuho Preferred Capital Holdings Inc. (Mizuho JGB Investment L.L.C.についてはMizuho JGB Investment Holdings Inc.) (米国における発行体の中間持株会社) が発行体に交付する当該配当支払日に配当を支払わない旨を指示した通知のこと。

2. 同行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、同行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 配当期間

6月の最終営業日の翌日から12月の最終営業日までの期間及び12月の最終営業日の翌日から6月の最終営業日までの期間をいう。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性から該当する情報がないため、記載していません。

3【対処すべき課題】

当社グループは、平成17年度から推進してまいりました事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』の総仕上げとして、企業価値を飛躍的に拡大させるべく、お客さまニーズに基づく三つのグローバルグループが、それぞれの特色を活かして、収益力の増強に取り組む「ビジネスポートフォリオ戦略」を一層進めてまいります。併せて、お客さまの立場に立って「コーポレートマネジメント戦略」を進め、盤石な法令遵守態勢及び高度なリスク管理態勢を構築することで、国内外のお客さまから、更に厚い信頼をいただけるよう注力してまいります。

[ビジネスポートフォリオ戦略]（文末『みずほフィナンシャルグループの経営体制』ご参照）

<グローバルコーポレートグループ>

みずほコーポレート銀行は、高度化・グローバル化するお客さまの経営・財務上の課題に、より迅速かつ高度に対応していくことを目指し、従来から進めてまいりましたグローバル戦略を一層強化してまいります。具体的には、平成18年12月に米国銀行持株会社法に基づくFinancial Holding Company（金融持株会社）の資格を取得したことを踏まえ、米州地域における体制を一層強化し、銀行・証券連携による総合的な投資銀行ビジネスを展開してまいります。また、平成19年6月には中国現地法人を設立するなど、米州・アジア・欧州・中東等における拠点ネットワークの更なる拡充に注力してまいります。更に、国内外機関投資家向けの先端的な資産運用ビジネスの本格展開に向け、取組みを加速してまいります。

みずほ証券は、お客さまの幅広いニーズにお応えし、最適なソリューションを実現する「証券・インベストメントバンキング業務におけるマーケットリーダー」としての地位を目指すとともに、グループ内の相互連携を積極的に推進しグループシナジーを徹底的に追求してまいります。なお、みずほ証券と新光証券の合併につきましては、関係当局の認可等を条件として平成20年1月に向け準備してまいりましたが、合併比率等の見直し協議の過程において、米国サブプライム問題に端を発した金融市場の混乱等の状況に鑑み、平成20年5月に延期するのが適当であると判断し両社合意するに至りました。

<グローバルリテールグループ>

みずほ銀行は、更なる商品・サービス強化策として、個人のお客さまにより重点を置いた店舗「パーソナルスクエア」を積極的に展開するとともに、会員制サービス「みずほマイレージクラブ」の一層の充実、個人ローン分野におけるチャネルの拡充や新商品開発、幅広い運用ニーズに対するコンサルティング機能の強化等に取り組んでまいります。一方、中堅・中小企業マーケットにおきましては、M&A、事業承継、株式公開支援や海外進出支援等のアドバイザー機能を強化する等、ますます多様化、高度化するお客さまのニーズに最適なソリューションを提供してまいります。これらの諸施策に加え、本部組織のスリム化・営業店への人員シフトを断行し、お客さまとのリレーションシップをこれまで以上に深め、強めていくことにより、安定的な収益基盤の確立を図ってまいります。

<グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ>

みずほ信託銀行は、信託法改正等規制緩和を背景とした新規業務・新規商品の開発等により新たな信託ビジネスの創出を図ってまいります。また、信託代理店制度の活用、グループ各社との更なる連携強化によりマーケットシェアの拡大を図り、「お客さまから最も信頼される信託銀行」を目指してまいります。

みずほプライベートウェルスマネジメントは、お客さま一人一人のあらゆるニーズに対応し、最適かつ最高水準の商品・サービスを包括的・一元的に提供することにより、お客さまとの長期にわたるお取引を確立してまいります。

また、第一勧業アセットマネジメントと富士投信投資顧問が平成19年7月に合併して誕生した新会社みずほ投信投資顧問は、興銀第一ライフ・アセットマネジメント（平成20年1月にD I AMアセットマネジメントに商号を変更予定）とともに、当社グループの資産運用ビジネスの中核を担う会社として、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

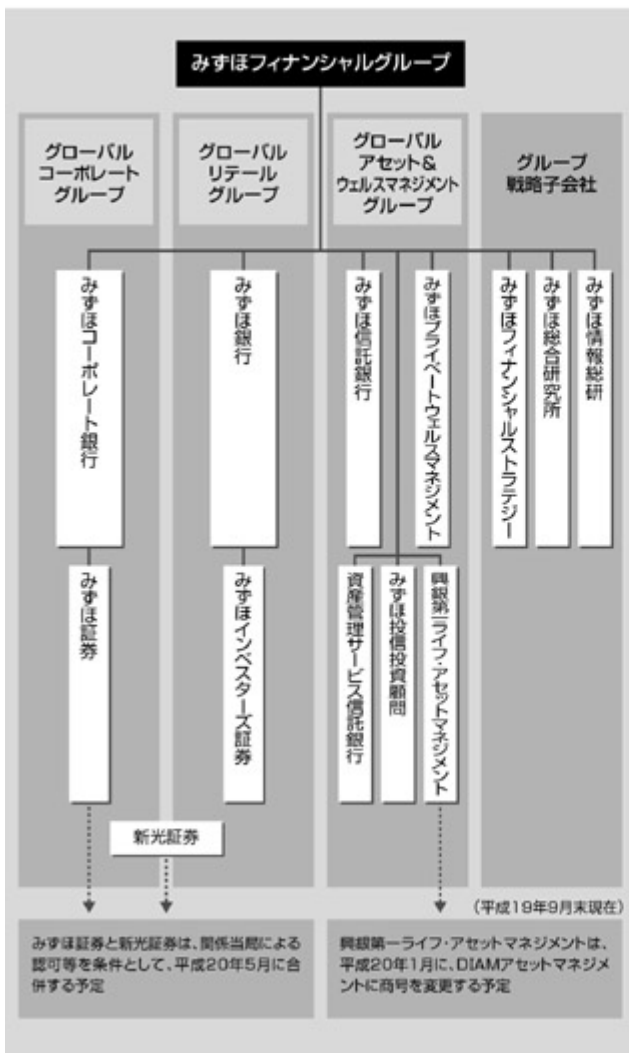
[コーポレートマネジメント戦略]

強固な内部管理態勢を構築するために、懸念事項を早期に発見する態勢の構築など法令遵守態勢強化への取り組み、銀行の健全性についての新たな国際標準である「バーゼルⅡ」規制への対応、米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示体制及び内部統制の一層の強化等を進めてまいります。

また、CSR（企業の社会的責任）の推進につきましては、社会と共生して発展していくための重要なテーマとして、環境への取り組み、金融教育の支援、ガバナンスの高度化、高感度コミュニケーションの実現、グループ統一的な取り組みの推進、の五つに重点的に取り組んでまいります。特に、金融教育の支援につきましては、幅広く初等・中等・高等教育において適切な貢献を行ってまいります。

当社グループは、ブランドスローガン『Channel to Discovery』に込めた、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指して、ビジネスポートフォリオ戦略とコーポレートマネジメント戦略を着実に実行し、競争力・収益力の強化を図ると同時に、社会的責任と公共的使命を果たすことにより、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

みずほフィナンシャルグループの経営体制



グローバルコーポレートグループ:

大企業やグローバル企業のお客さまのニーズにお応えするため、グローバルコーポレートバンキング業務とホールセール証券業務の連携を図り、総合金融力を活かした専門性の高い最先端の商品・サービスを提供いたします。

グローバルリテールグループ:

個人・中堅中小企業のお客さまのニーズにお応えするため、国内外のトップブランド各社との連携を活用し、グローバルレベルの商品・サービスを提供いたします。

グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ:

トラスト&カस्टディ分野やプライベートバンキング分野において、お客さまの多様かつ高度化するニーズにお応えするため、グローバルレベルの商品・サービスを提供いたします。

グループ戦略子会社

- ・みずほフィナンシャルストラテジー:
金融機関に対する経営管理・企業再生等に関するアドバイザー
- ・みずほ総合研究所:
グループのシンクタンク
- ・みずほ情報総研:
IT戦略会社

4【経営上の重要な契約等】

当社連結子会社であるみずほ証券株式会社及び当社持分法適用関連会社である新光証券株式会社は、両社の合併（以下「本合併」という）に関して平成19年3月29日に開催した両社の取締役会の承認を経て、同日付で合併契約書を締結いたしました。

現在、両社にて本合併に係る合併比率の見直し等に係る協議を行っておりますが、米国サブプライム問題に端を発した金融市場の混乱が継続している状況に鑑み、平成19年12月20日に両社の取締役会において、平成20年1月1日と予定していた本合併の効力発生日を平成20年5月7日に延期することを決定いたしました。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	24,392,259
第十一種の優先株式	1,398,500
第十二種の優先株式	1,500,000
第十三種の優先株式	1,500,000
計	28,790,759

- (注) 1. 「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款に定めております。
2. 平成19年5月28日に実施いたしました自己の株式の取得及び消却により、普通株式261,041株が減少いたしました。また、平成19年8月21日から平成19年9月11日（受渡し日ベース）にかけて自己の株式214,900株を取得し、そのすべてを平成19年9月28日に消却したことにより、普通株式214,900株が減少いたしました。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成19年9月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成19年12月27日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,396,254.66	同左	東京証券取引所 （市場第一部） 大阪証券取引所 （市場第一部） ニューヨーク証券取引所	権利内容に何 ら限定のない 当社における 標準となる株 式 （注）1.
第十一回 第十一種 優先株式	943,740	同左	非上場	（注）2.
第十三回 第十三種 優先株式	36,690	同左	非上場	（注）3.
計	12,376,684.66	同左	—	—

（注）1. 米国預託証券（ADR）をニューヨーク証券取引所に上場しております。

2. 第十一回第十一種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年20,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき10,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

① 取得請求期間

平成20年7月1日から平成28年6月30日までとする。

② 当初取得価額

当初取得価額は、平成20年7月1日における普通株式の時価とする。ただし、当該価額が50,000円を下回る場合は、50,000円とする。上記「時価」とは、平成20年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

③ 取得価額の修正

取得価額は、平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）における普通株式の時価が、当該取得価額修正日の前日に有効な取得価額を下回る場合には、当該取得価額修正日をもって当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初取得価額の60%に相当する金額または50,000円を下回る場合には、その高い方の金額（以下「下限取得価額」という。）を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 取得価額の調整

取得価額は、当社が優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{1株当たりの払込金額}} \times \text{1株当たりの時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

⑤ 取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成28年6月30日までに取得請求のなかった優先株式は、平成28年7月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに1株につき、1,000,000円を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。上記「時価」とは、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、当該時価が下限取得価額（ただし、その価額が50,000円を下回る場合は50,000円とする。）を下回るときは、1,000,000円を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(6) 株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

優先株式について、株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

3. 第十三回第十三種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年30,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき15,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成25年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、下記に定める取得価額で、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき1,000,000円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む。）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(5) 株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

優先株式について、株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日 (注)	△475,940.83	12,376,684.66	—	1,540,965	—	385,241

(注) 平成19年5月28日に実施いたしました自己の株式の取得及び消却により、普通株式261,040.83株が減少いたしました。また、平成19年8月21日から平成19年9月11日（受渡し日ベース）にかけて自己の株式214,900株を取得し、そのすべてを平成19年9月28日に消却したことにより、普通株式214,900株が減少いたしました。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	681,917.00	5.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	635,314.00	5.57
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	279,158.00	2.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	270,464.00	2.37
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 みずほコーポレート銀行)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	143,042.00	1.25
みずほ信託 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託	東京都中央区晴海一丁目8番12号	137,000.00	1.20
日本生命保険相互会社	東京都千代区丸の内一丁目6番6号	132,630.76	1.16
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	118,551.00	1.04
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 みずほコーポレート銀行)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	118,115.00	1.03
ヒーロー アンド カンパニー (常任代理人 みずほコーポレート銀行)	101 BARCLAY STREET ADR DEPT 22 WEST NEW YORK, NY 10286 USA. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	112,729.00	0.98
計	—	2,628,920.76	23.06

(注) ヒーロー アンド カンパニーは、米国預託証券(ADR)発行のため預託された株式の名義人であります。

② 優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	27,000	2.75
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	25,000	2.54
ユービーエス エーjee ロンドン アカウント アイピービー ノン セグ アカウント (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ)	AESCHENVORSTADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	19,920	2.03
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	19,000	1.93
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	17,400	1.77
ドイチェバンク アーゲー ロンドン 610 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	16,010	1.63
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	15,000	1.52
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	14,500	1.47
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	10,000	1.01
関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号	10,000	1.01
株式会社資生堂	東京都中央区銀座七丁目5番5号	10,000	1.01
清水建設株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	10,000	1.01
セイコーエプソン株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	10,000	1.01
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	10,000	1.01
電源開発株式会社	東京都中央区銀座六丁目15番1号	10,000	1.01
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	10,000	1.01
日本通運株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番3号	10,000	1.01
計	—	243,830	24.86

(注) 上記株主の所有株式数につきましては、第十一回第十一種及び第十三回第十三種優先株式の合計を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	優先株式 980,430	—	優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の注記に記載されております。
第十一回第十一種優先株式	943,740	—	
第十三回第十三種優先株式	36,690	—	
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 10,311	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 11,364,068	11,364,068	同上
端株	普通株式 21,875.66	—	—
発行済株式総数	12,376,684.66	—	—
総株主の議決権	—	11,364,068	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が560株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権560個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,811	—	3,811	0.03
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	6,500	—	6,500	0.05
計	—	10,311	—	10,311	0.09

(注) 上記のほか、相互保有株式として、株主名簿上はみずほインベスターズ証券株式会社名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が1株 (議決権の数1個) あります。

なお、当該株式は、上記①「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の欄の普通株式に含めております。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（千円）	788	872	911	876	799	737
最低（千円）	707	716	842	833	621	586

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状態】

- (1) 新任役員
該当ありません。
- (2) 退任役員
該当ありません。
- (3) 役職の異動
該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

3. 当社は、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※8	3,490,918	2.34	3,234,898	2.13	3,993,362	2.67
コールローン及び買入手形		458,825	0.31	406,491	0.27	302,336	0.20
買現先勘定		8,655,773	5.81	10,312,578	6.80	9,430,397	6.29
債券貸借取引支払保証金		7,567,197	5.08	7,291,739	4.81	8,624,211	5.75
買入金銭債権		2,907,480	1.95	3,348,693	2.21	3,351,499	2.24
特定取引資産	※2,8	10,584,892	7.11	12,481,601	8.23	10,414,573	6.95
金銭の信託		39,024	0.03	32,410	0.02	49,558	0.03
有価証券	※ 1,2,8 17	37,093,870	24.90	36,153,905	23.83	36,049,983	24.05
貸出金	※ 3,4 5,6 7,8,9	65,062,729	43.68	66,056,468	43.54	65,964,301	44.01
外国為替	※7	781,032	0.52	766,307	0.50	894,797	0.60
その他資産	※8	5,916,106	3.97	6,117,328	4.03	5,739,458	3.83
有形固定資産	※ 8,10 11,12	796,615	0.54	792,866	0.52	796,746	0.53
無形固定資産		237,804	0.16	253,354	0.17	255,695	0.17
債券繰延資産		58	0.00	3	0.00	22	0.00
繰延税金資産		378,429	0.25	438,617	0.29	389,024	0.26
支払承諾見返	※ 16,17	5,735,419	3.85	4,807,434	3.17	4,480,551	2.99
貸倒引当金		△742,778	△0.50	△782,653	△0.52	△856,314	△0.57
投資損失引当金		△1,080	△0.00	△142	△0.00	△174	△0.00
資産の部合計		148,962,319	100.00	151,711,905	100.00	149,880,031	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	71,912,235	48.27	74,167,419	48.89	74,803,064	49.91
譲渡性預金		9,624,366	6.46	8,572,632	5.65	8,805,239	5.87
債券		5,553,640	3.73	3,919,564	2.58	4,723,806	3.15
コールマネー及び売渡手形	※8	7,229,632	4.85	6,473,059	4.27	6,924,136	4.62
売現先勘定	※8	12,345,445	8.29	13,700,034	9.03	12,821,752	8.55
債券貸借取引受入担保金	※8	6,402,587	4.30	6,754,515	4.45	5,946,781	3.97
コマーシャル・ペーパー		30,000	0.02	—	—	30,000	0.02
特定取引負債		7,743,727	5.20	7,978,672	5.26	8,297,301	5.54
借入金	※8, 13	4,794,865	3.22	5,298,957	3.49	4,563,438	3.04
外国為替		208,210	0.14	186,481	0.12	339,817	0.23
短期社債		887,683	0.60	1,046,363	0.69	849,870	0.57
社債	※14	2,815,959	1.89	3,556,844	2.35	3,237,525	2.16
信託勘定借		1,145,828	0.77	1,211,478	0.80	1,135,358	0.76
その他負債	※8	6,483,986	4.35	7,445,823	4.91	5,770,656	3.85
賞与引当金		27,572	0.02	32,368	0.02	40,972	0.03
退職給付引当金		37,201	0.02	36,154	0.02	37,641	0.02
役員退職慰労引当金		—	—	5,779	0.00	6,484	0.00
貸出金売却損失引当金		—	—	23,468	0.02	—	—
偶発損失引当金		31,764	0.02	16,542	0.01	13,046	0.01
ポイント引当金		—	—	6,196	0.01	—	—
預金払戻損失引当金		—	—	9,420	0.01	—	—
特別法上の引当金		2,509	0.00	2,670	0.00	2,680	0.00
繰延税金負債		146,130	0.10	127,249	0.08	218,224	0.15
再評価に係る繰延税金負債	※10	114,236	0.08	105,803	0.07	107,272	0.07
支払承諾	※ 16, 17	5,735,419	3.85	4,807,434	3.17	4,480,551	2.99
負債の部合計		143,273,005	96.18	145,484,934	95.90	143,155,622	95.51

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		1,540,965	1.03	1,540,965	1.01	1,540,965	1.03
資本剰余金		411,110	0.28	411,093	0.27	411,110	0.27
利益剰余金		1,201,502	0.81	1,490,943	0.98	1,440,310	0.96
自己株式		△32,006	△0.02	△2,426	△0.00	△32,330	△0.02
株主資本合計		3,121,572	2.10	3,440,575	2.26	3,360,055	2.24
その他有価証券評価差額金		1,196,840	0.80	1,180,567	0.78	1,550,628	1.04
繰延ヘッジ損益		△103,971	△0.07	△91,961	△0.06	△111,042	△0.07
土地再評価差額金	※10	160,783	0.11	148,501	0.10	150,616	0.10
為替換算調整勘定		△41,284	△0.03	△36,728	△0.02	△38,964	△0.03
評価・換算差額等合計		1,212,367	0.81	1,200,379	0.80	1,551,237	1.04
少数株主持分		1,355,374	0.91	1,586,015	1.04	1,813,115	1.21
純資産の部合計		5,689,314	3.82	6,226,971	4.10	6,724,408	4.49
負債及び純資産の部合計		148,962,319	100.00	151,711,905	100.00	149,880,031	100.00

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		1,863,970	100.00	2,256,140	100.00	4,099,654	100.00
資金運用収益		1,153,833		1,520,768		2,562,642	
(うち貸出金利息)		(605,511)		(755,864)		(1,302,102)	
(うち有価証券利息配当 金)		(255,464)		(361,921)		(592,863)	
信託報酬		33,344		33,115		66,958	
役務取引等収益		305,539		295,737		658,899	
特定取引収益		108,217		140,298		265,802	
その他業務収益		137,863		108,598		270,945	
その他経常収益	※1	125,170		157,621		274,405	
経常費用		1,333,814	71.56	1,856,956	82.30	3,351,484	81.75
資金調達費用		618,708		982,867		1,472,378	
(うち預金利息)		(206,150)		(313,654)		(477,042)	
(うち債券利息)		(18,222)		(13,008)		(34,083)	
役務取引等費用		56,610		57,057		107,775	
特定取引費用		3,658		18,264		4,258	
その他業務費用		62,303		52,453		123,438	
営業経費		535,340		559,564		1,091,602	
その他経常費用	※2	57,192		186,749		552,032	
経常利益		530,155	28.44	399,184	17.70	748,170	18.25
特別利益	※3	119,326	6.40	28,656	1.27	248,411	6.06
特別損失	※4,5	16,661	0.89	5,069	0.23	21,682	0.53
税金等調整前中間(当期)純 利益		632,821	33.95	422,770	18.74	974,898	23.78
法人税、住民税及び事業税		19,610	1.05	19,121	0.85	43,267	1.06
法人税等調整額		187,040	10.03	37,983	1.68	223,699	5.46
少数株主利益		33,832	1.82	38,604	1.71	86,965	2.12
中間(当期)純利益		392,338	21.05	327,061	14.50	620,965	15.14

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	1,540,965	411,160	1,498,143	△46,814	3,403,455
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△79,849	—	△79,849
役員賞与(注)	—	—	△36	—	△36
中間純利益	—	—	392,338	—	392,338
自己株式の取得	—	—	—	△603,980	△603,980
自己株式の処分	—	19	—	24	44
自己株式の消却	—	△70	△618,693	618,763	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	9,600	—	9,600
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額 合計 (百万円)	—	△50	△296,640	14,808	△281,882
平成18年9月30日 残高 (百万円)	1,540,965	411,110	1,201,502	△32,006	3,121,572

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・ 換算 差額等 合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	1,279,216	—	170,384	△48,062	1,401,538	1,359,122	6,164,116
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	—	△79,849
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	—	△36
中間純利益	—	—	—	—	—	—	392,338
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△603,980
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	44
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	9,600
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)	△82,376	△103,971	△9,600	6,778	△189,170	△3,748	△192,919
中間連結会計期間中の変動額 合計 (百万円)	△82,376	△103,971	△9,600	6,778	△189,170	△3,748	△474,802
平成18年9月30日 残高 (百万円)	1,196,840	△103,971	160,783	△41,284	1,212,367	1,355,374	5,689,314

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	1,540,965	411,110	1,440,310	△32,330	3,360,055
在外子会社の会計処理変更に 伴う増加額	—	—	2,867	—	2,867
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△101,229	—	△101,229
中間純利益	—	—	327,061	—	327,061
自己株式の取得	—	—	—	△150,327	△150,327
自己株式の処分	—	9	—	41	51
自己株式の消却	—	△9	△180,180	180,189	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	2,114	—	2,114
持分法適用会社の減少に伴う 自己株式処分差益相当額の減少	—	△16	—	—	△16
持分法適用会社に対する持 分変動に伴う自己株式処分 差益相当額の減少	—	△0	—	—	△0
持分法適用会社が保有する 親会社株式等の減少	—	—	—	0	0
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額 合計 (百万円)	—	△16	47,765	29,904	77,652
平成19年9月30日 残高 (百万円)	1,540,965	411,093	1,490,943	△2,426	3,440,575

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・ 換算 差額等 合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	1,550,628	△111,042	150,616	△38,964	1,551,237	1,813,115	6,724,408
在外子会社の会計処理変更に伴う増加額	—	—	—	—	—	—	2,867
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△101,229
中間純利益	—	—	—	—	—	—	327,061
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△150,327
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	51
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	2,114
持分法適用会社の減少に伴う自己株式処分差益相当額の減少	—	—	—	—	—	—	△16
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式処分差益相当額の減少	—	—	—	—	—	—	△0
持分法適用会社が保有する親会社株式等の減少	—	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額 (純額)	△370,061	19,081	△2,114	2,236	△350,857	△227,100	△577,957
中間連結会計期間中の変動額 合計 (百万円)	△370,061	19,081	△2,114	2,236	△350,857	△227,100	△500,305
平成19年9月30日 残高 (百万円)	1,180,567	△91,961	148,501	△36,728	1,200,379	1,586,015	6,226,971

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	1,540,965	411,160	1,498,143	△46,814	3,403,455
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△79,849	—	△79,849
役員賞与(注)	—	—	△36	—	△36
当期純利益	—	—	620,965	—	620,965
自己株式の取得	—	—	—	△604,331	△604,331
自己株式の処分	—	32	—	50	83
自己株式の消却	—	△83	△618,680	618,763	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	19,768	—	19,768
持分法適用会社が保有する親会社株式等の減少	—	—	—	0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	△50	△57,832	14,483	△43,399
平成19年3月31日残高 (百万円)	1,540,965	411,110	1,440,310	△32,330	3,360,055

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・ 換算 差額等 合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	1,279,216	—	170,384	△48,062	1,401,538	1,359,122	6,164,116
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	—	△79,849
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	—	△36
当期純利益	—	—	—	—	—	—	620,965
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△604,331
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	83
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	19,768
持分法適用会社が保有する親会社株式等の減少	—	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	271,411	△111,042	△19,768	9,098	149,698	453,992	603,691
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	271,411	△111,042	△19,768	9,098	149,698	453,992	560,292
平成19年3月31日残高 (百万円)	1,550,628	△111,042	150,616	△38,964	1,551,237	1,813,115	6,724,408

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期) 純利益		632,821	422,770	974,898
減価償却費		63,391	63,372	132,228
減損損失		2,789	1,009	4,281
のれん償却額		758	—	758
持分法による投資損 益(△)		△4,201	△5,886	△9,324
貸倒引当金の増加額		△71,426	△74,008	34,099
投資損失引当金の増 加額		△128	△32	△1,034
貸出金売却損失引当 金の増加額		—	23,468	—
偶発損失引当金の増 加額		△13,802	3,495	△32,520
賞与引当金の増加額		△8,525	△8,096	4,385
退職給付引当金の増 加額		△1,467	△595	△1,076
役員退職慰労引当金 の増加額		—	△705	6,484
ポイント引当金の増 加額	※2	—	2,422	—
預金払戻損失引当金 の増加額		—	9,420	—
資金運用収益		△1,153,833	△1,520,768	△2,562,642
資金調達費用		618,708	982,867	1,472,378
有価証券関係損益 (△)		△100,016	△116,628	84,020
金銭の信託の運用損 益(△)		31	△58	△41
為替差損益 (△)		△30,451	28,435	△180,289
固定資産処分損益 (△)		2,992	644	428
退職給付信託返還損 益(△)		—	—	△125,961
特定取引資産の純増 (△)減		△523,687	△2,057,483	△255,216
特定取引負債の純増 減(△)		△190,778	△337,569	246,107
貸出金の純増(△)減		354,570	△9,700	△153,790

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
預金の純増減(△)		△1,107,502	△685,180	1,310,550
譲渡性預金の純増減 (△)		265,235	△217,252	△588,911
債券の純増減(△)		△1,052,665	△804,883	△1,884,284
借入金(劣後特約付 借入金を除く)の純 増減(△)		2,053,014	719,171	1,841,174
預け金(中央銀行預 け金を除く)の純増 (△)減		230,096	39,775	751,656
コールローン等の純 増(△)減		△2,396,650	△1,047,841	△3,267,835
債券貸借取引支払保 証金の純増(△)減		1,076,372	1,332,471	19,358
コールマネー等の純 増減(△)		△279,665	530,486	△446,971
コマーシャル・ペー パーの純増減(△)		△20,000	△30,000	△20,000
債券貸借取引受入担 保金の純増減(△)		△898,952	807,733	△1,354,758
外国為替(資産)の純 増(△)減		28,906	129,220	△75,975
外国為替(負債)の純 増減(△)		△181,447	△153,725	△50,229
短期社債(負債)の純 増減(△)		△497,416	204,492	△535,229
普通社債の発行・償 還による純増減(△)		378,851	379,969	753,664
信託勘定借の純増減 (△)		△209,060	76,119	△219,530
資金運用による収入		1,118,722	1,544,883	2,482,364
資金調達による支出		△578,028	△983,235	△1,387,389
役員賞与支払額		△70	—	△70
その他		△528,489	133,182	△19,684
小計		△3,021,005	△618,240	△3,053,924
法人税等の支払額 (還付額)		△24,296	106,562	△51,009
営業活動によるキャッ シュ・フロー		△3,045,302	△511,678	△3,104,934

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅱ 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有価証券の取得によ る支出		△29,222,483	△40,795,981	△59,052,804
有価証券の売却によ る収入		17,578,658	29,396,607	35,176,618
有価証券の償還によ る収入		14,226,624	11,775,122	27,231,259
金銭の信託の増加に よる支出		△21,114	△15,000	△56,289
金銭の信託の減少に よる収入		31,911	32,145	56,401
有形固定資産の取得 による支出		△25,568	△32,915	△77,699
無形固定資産の取得 による支出		△13,537	△54,665	△104,524
有形固定資産の売却 による収入		18,148	7,109	48,000
無形固定資産の売却 による収入		214	386	1,050
連結範囲の変動を伴 う子会社株式の取得 による支出		△800	—	△800
連結範囲の変動を伴 う子会社株式の売却 による収入		—	838	—
投資活動によるキャッ シュ・フロー		2,572,052	313,647	3,221,212

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
劣後特約付借入によ る収入		34,757	74,000	64,600
劣後特約付借入金の 返済による支出		△62,000	△58,062	△112,000
劣後特約付社債の発 行による収入		202,191	80,500	309,334
劣後特約付社債の償 還による支出		△273,700	△136,489	△350,000
少数株主からの払込 みによる収入		—	7,343	415,734
少数株主への払戻し による支出		—	△185,500	—
配当金支払額		△79,748	△101,041	△79,793
少数株主への配当金 支払額		△41,525	△59,100	△60,908
自己株式の取得によ る支出		△603,980	△150,327	△604,331
自己株式の売却によ る収入		44	51	83
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△823,961	△528,627	△417,280
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		657	1,448	2,103
V 現金及び現金同等物の 増加額		△1,296,553	△725,210	△298,898
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		3,387,929	3,089,030	3,387,929
VII 連結除外に伴う現金及 び現金同等物の減少額 (△)		△0	—	△0
VIII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	2,091,375	2,363,820	3,089,030

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																												
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 20社</p> <p>主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 日本抵当証券株式会社</p> <p>なお、日本産業第一号投資事業有限責任組合他2社は、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日）を適用したことに伴い、当中間連結会計期間から持分法の対象に含めております。</p> <p>また、ベーシック・キャピタル・マネジメント株式会社他1社は、株式の追加取得に伴う持分比率の上昇等により持分法の対象から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社 主要な会社名 Innovest Corporation Asian-American Merchant Bank Limited</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 22社</p> <p>主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社</p> <p>なお、ユーシーカード株式会社他3社は、当中間連結会計期間から持分法の対象に含めております。</p> <p>また、日本抵当証券株式会社は、株式の売却により持分法の対象から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社 主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Limited</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 19社</p> <p>主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 日本抵当証券株式会社</p> <p>なお、日本産業第一号投資事業有限責任組合他2社は、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日）を適用したことに伴い、当連結会計年度から持分法の対象に含めております。</p> <p>また、ベーシック・キャピタル・マネジメント株式会社他2社は、株式の追加取得に伴う持分比率の上昇により子会社となったこと等により持分法の対象から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社 主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Limited</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>																												
3. 連結子会社の中間決算日（決算日）等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>3月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>48社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>62社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>19社</td></tr> </table> <p>(2) 3月末日、4月末日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	3月末日	1社	4月末日	1社	6月末日	48社	9月末日	62社	12月最終営業日の前日	19社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>53社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>61社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>22社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	6月末日	53社	9月末日	61社	12月最終営業日の前日	22社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>6月最終営業日の前日</td><td>22社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>45社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>63社</td></tr> </table> <p>(2) 6月最終営業日の前日、9月末日及び10月末日を決算日とする連結子会社は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	6月最終営業日の前日	22社	9月末日	2社	10月末日	1社	12月末日	45社	3月末日	63社
3月末日	1社																														
4月末日	1社																														
6月末日	48社																														
9月末日	62社																														
12月最終営業日の前日	19社																														
4月末日	1社																														
6月末日	53社																														
9月末日	61社																														
12月最終営業日の前日	22社																														
6月最終営業日の前日	22社																														
9月末日	2社																														
10月末日	1社																														
12月末日	45社																														
3月末日	63社																														

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法によっております。	(追加情報) 従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、買入金銭債権が7,773百万円、有価証券が16,993百万円、その他有価証券評価差額金が15,024百万円、繰延税金負債が4,596百万円減少するとともに、繰延税金資産が5,146百万円増加しております。なお、時価評価を行わない有価証券のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等については貸倒引当金を計上しております。 (ロ) 同左	(ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ540百万円減少しております。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ1,109百万円減少しております。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>① 社債発行費 発生時に全額費用として処理しております。</p> <p>② 債券発行費用 (会計方針の変更) 債券発行費用は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以降終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用し、発生時に全額費用処理しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で均等償却を行っております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>① 社債発行費 同左</p> <p>② 債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し旧商法施行規則の適用する最長期間内の一定期間で均等償却を行っております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>① 社債発行費 同左</p> <p>② 債券発行費用 (会計方針の変更) 債券発行費用は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以降終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、発生時に全額費用処理しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で均等償却を行っております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>③ 社債発行差金及び債券発行差金 (会計方針の変更) 社債発行差金及び債券発行差金は従来、資産として計上し、社債及び債券の償還期間にわたり均等償却を行っておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付で一部改正され(企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度及び中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用し、社債及び債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金及び債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債及び債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債及び債券から直接控除してあります。</p>	<p>③ 社債発行差金及び債券発行差金 社債及び債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金及び債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債及び債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債及び債券から直接控除してあります。</p>	<p>③ 社債発行差金及び債券発行差金 (会計方針の変更) 社債発行差金及び債券発行差金は従来、資産として計上し、社債及び債券の償還期間にわたり均等償却を行っておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付で一部改正され(企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債及び債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金及び債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債及び債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債及び債券から直接控除してあります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は633,965百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は532,965百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は536,916百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券のうち、国内銀行連結子会社が保証を付している私募（証券取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(8) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 退職給付引当金(含む前払年金費用)の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。	(9) 退職給付引当金(含む前払年金費用)の計上基準 同左	(9) 退職給付引当金(含む前払年金費用)の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要な額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の支給見込額を計上しております。 (会計方針の変更) 当社及び一部の国内連結子会社の役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の公表等を機に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より内規に基づく当連結会計年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は5,788百万円減少しております。</p>
	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準 (追加情報) 昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金に対する損失について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>
	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 オフバランス取引や信託取引のうち他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を個別に見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(12) 偶発損失引当金の計上基準 同左</p>	<p>(11) 偶発損失引当金の計上基準 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(13) ポイント引当金の計上基準 「みずほマイレージクラブ」 におけるマイレージポイントの 将来の利用による負担に備える ため、将来利用される見込額を 合理的に見積もり、必要と認め られる額を計上しております。 (表示方法の変更) 従来、金額重要性を勘案し 「その他負債」に含めて計上し ておりましたが、みずほマイレ ージクラブの会員増加に伴い金 額的重要性が増したため、当中 間連結会計期間から区分掲記し ております。なお、前中間連結 会計期間末の「その他負債」に 含まれるポイント引当金は 1,250百万円であります。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>
	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(14) 預金払戻損失引当金の計上 基準 (会計方針の変更) 「租税特別措置法上の準備金 及び特別法上の引当金又は準備 金並びに役員退職慰労引当金等 に関する監査上の取扱い」(日 本公認会計士協会監査・保証実 務委員会報告第42号平成19年4 月13日)が平成19年4月1日以 後開始する連結会計年度から適 用されることに伴い、当中間連 結会計期間から同報告を適用 し、負債計上を中止した預金に ついて、将来の払戻請求に応じ て発生する損失を見積もり、預 金払戻損失引当金として計上し ております。この変更により、 従来の方法によった場合に比 べ、経常利益及び税金等調整前 中間純利益は9,420百万円減少 しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(11) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金83百万円及び証券取引責任準備金2,426百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金2,670百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(12) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金104百万円及び証券取引責任準備金2,575百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(13) リース取引の処理方法</p> <p>当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(17) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(14) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は297,319百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は286,860百万円(同前)であります。</p>	<p>(18) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は195,174百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は183,611百万円(同前)であります。</p>	<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は241,602百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は229,553百万円(同前)であります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等</p> <p>同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等</p> <p>同左</p>
	<p>(15) 消費税等の会計処理</p> <p>当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>	<p>(19) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
<p>5. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。 当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は4,437,911百万円です。 なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>_____</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。 当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は5,022,335百万円です。 なお、当連結会計年度末における従来の連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
<p>(投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。同実務対応報告に照らして子会社に該当する投資事業組合については、従来より連結していることから、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>_____</p>	<p>(投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。同実務対応報告に照らして子会社に該当する投資事業組合については、従来より連結していることから、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>
<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微です。</p>	<p>_____</p>	<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微です。</p>
<p>_____</p>	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から早期適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微です。</p>	<p>_____</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無 尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平 成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する 事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会 計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上して おりますヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除 のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示して おります。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部 に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は 「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無 形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経費用」 で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産 償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示して おります。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動 産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分された ことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示してござい ます。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得 による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有 形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p> <p>(3) 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて 表示していたソフトウェア等の取得による支出及び売却による収入 は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「無形固定資産の取 得による支出」及び「無形固定資産の売却による収入」に含めて表 示しております。</p>	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>米国サブプライム問題に端を発した金融市場の混乱が継続している状況に鑑み、一部の海外証券連結子会社が保有する証券化商品について、当中間連結会計期間後、追加的な損失が発生する可能性があること等から、平成19年11月14日付で当連結会計年度の業績予想を修正しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式86,658百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の株式及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計11,941百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は8,657,647百万円、再貸付に供している有価証券は377百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは3,945,678百万円です。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は48,921百万円、延滞債権額は375,106百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,471百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は515,255百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式95,675百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,996百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は9,624,508百万円、再貸付に供している有価証券は53百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,672,750百万円です。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は31,726百万円、延滞債権額は636,547百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は6,776百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は514,158百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式92,915百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計5,093百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は8,769,615百万円、再貸付に供している有価証券は262百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは5,528,908百万円です。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は30,838百万円、延滞債権額は633,107百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,458百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は517,986百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																																																								
<p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は950,755百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は865,989百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>4,344,050百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>10,769,873百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>6,209,611百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>1,324百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>80百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>477,339百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び 売渡手形</td><td>1,925,546百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>4,910,755百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入</td><td>5,613,973百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,347,889百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>9,742百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金9,074百万円、特定取引資産551,460百万円、有価証券2,699,402百万円、貸出金343,328百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は122,503百万円、デリバティブ取引差入担保金は333,530百万円、先物取引差入証拠金は63,013百万円、その他の証拠金等は7,587百万円であります。</p>	特定取引資産	4,344,050百万円	有価証券	10,769,873百万円	貸出金	6,209,611百万円	その他資産	1,324百万円	有形固定資産	80百万円	預金	477,339百万円	コールマネー及び 売渡手形	1,925,546百万円	売現先勘定	4,910,755百万円	債券貸借取引受入	5,613,973百万円	担保金		借入金	3,347,889百万円	その他負債	9,742百万円	<p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,189,208百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は775,202百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>5,521,588百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>12,330,150百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>4,998,695百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>1,067百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>172百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>409,917百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び 売渡手形</td><td>2,117,631百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>5,541,085百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入</td><td>6,096,792百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,550,320百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>8,788百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金8,387百万円、特定取引資産387,391百万円、有価証券2,551,639百万円、貸出金637,628百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は121,017百万円、デリバティブ取引差入担保金は412,459百万円、先物取引差入証拠金は20,402百万円、その他の証拠金等は10,658百万円であります。</p>	特定取引資産	5,521,588百万円	有価証券	12,330,150百万円	貸出金	4,998,695百万円	その他資産	1,067百万円	有形固定資産	172百万円	預金	409,917百万円	コールマネー及び 売渡手形	2,117,631百万円	売現先勘定	5,541,085百万円	債券貸借取引受入	6,096,792百万円	担保金		借入金	3,550,320百万円	その他負債	8,788百万円	<p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,192,392百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は861,428百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>4,260,215百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>11,394,744百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>5,887,983百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>1,405百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>211百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>640,082百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び 売渡手形</td><td>2,143,279百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>5,604,841百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入</td><td>5,238,721百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>2,985,346百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>8,623百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金7,428百万円、特定取引資産306,986百万円、有価証券2,973,539百万円、貸出金360,776百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は120,724百万円、デリバティブ取引差入担保金は489,876百万円、先物取引差入証拠金は25,814百万円、その他の証拠金等は3,888百万円であります。</p>	特定取引資産	4,260,215百万円	有価証券	11,394,744百万円	貸出金	5,887,983百万円	その他資産	1,405百万円	有形固定資産	211百万円	預金	640,082百万円	コールマネー及び 売渡手形	2,143,279百万円	売現先勘定	5,604,841百万円	債券貸借取引受入	5,238,721百万円	担保金		借入金	2,985,346百万円	その他負債	8,623百万円
特定取引資産	4,344,050百万円																																																																									
有価証券	10,769,873百万円																																																																									
貸出金	6,209,611百万円																																																																									
その他資産	1,324百万円																																																																									
有形固定資産	80百万円																																																																									
預金	477,339百万円																																																																									
コールマネー及び 売渡手形	1,925,546百万円																																																																									
売現先勘定	4,910,755百万円																																																																									
債券貸借取引受入	5,613,973百万円																																																																									
担保金																																																																										
借入金	3,347,889百万円																																																																									
その他負債	9,742百万円																																																																									
特定取引資産	5,521,588百万円																																																																									
有価証券	12,330,150百万円																																																																									
貸出金	4,998,695百万円																																																																									
その他資産	1,067百万円																																																																									
有形固定資産	172百万円																																																																									
預金	409,917百万円																																																																									
コールマネー及び 売渡手形	2,117,631百万円																																																																									
売現先勘定	5,541,085百万円																																																																									
債券貸借取引受入	6,096,792百万円																																																																									
担保金																																																																										
借入金	3,550,320百万円																																																																									
その他負債	8,788百万円																																																																									
特定取引資産	4,260,215百万円																																																																									
有価証券	11,394,744百万円																																																																									
貸出金	5,887,983百万円																																																																									
その他資産	1,405百万円																																																																									
有形固定資産	211百万円																																																																									
預金	640,082百万円																																																																									
コールマネー及び 売渡手形	2,143,279百万円																																																																									
売現先勘定	5,604,841百万円																																																																									
債券貸借取引受入	5,238,721百万円																																																																									
担保金																																																																										
借入金	2,985,346百万円																																																																									
その他負債	8,623百万円																																																																									

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、51,653,450百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が44,213,677百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,873,167百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が45,259,918百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、53,899,937百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が44,504,074百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 139,972百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 717,129百万円</p> <p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 43,602百万円</p> <p>※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金765,001百万円が含まれております。</p> <p>※14. 社債には、劣後特約付社債2,079,440百万円が含まれております。</p> <p>15. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託995,144百万円、貸付信託238,490百万円であります。</p> <p>※16. 支払承諾及び支払承諾見返には、国内銀行連結子会社保有の債券に対する自行保証を含めて計上しております。</p> <hr/>	<p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 703,530百万円</p> <p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 41,622百万円</p> <p>※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金760,989百万円が含まれております。</p> <p>※14. 社債には、劣後特約付社債2,054,364百万円が含まれております。</p> <p>15. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託967,660百万円、貸付信託117,638百万円であります。</p> <hr/> <p>※17. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,538,720百万円であります。 (追加情報) 当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き相殺しております。前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,489,094百万円減少しております。</p>	<p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 705,047百万円</p> <p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 42,659百万円</p> <p>※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金745,002百万円が含まれております。</p> <p>※14. 社債には、劣後特約付社債2,117,302百万円が含まれております。</p> <p>15. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託987,910百万円、貸付信託172,055百万円であります。</p> <hr/> <p>※17. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,583,072百万円であります。 (追加情報) 当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き、当連結会計年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,537,996百万円減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																												
<p>※1. その他経常収益には、株式等売却益101,529百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常費用には、貸出金償却12,758百万円、株式等償却12,747百万円、外国所得税4,548百万円及び店舗統廃合関係費用等4,245百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別利益は、貸倒引当金純取崩額61,306百万円、償却債権取立益35,403百万円、偶発損失引当金純取崩額11,894百万円及び固定資産処分益10,722百万円であります。</p> <p>※4. 特別損失には、固定資産処分損13,714百万円、減損損失2,789百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 当中間連結会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1. その他経常収益には、株式等売却益122,020百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常費用には、貸出金償却61,713百万円、株式等償却40,086百万円、貸出金売却損失引当金繰入額23,468百万円及び預金払戻損失引当金繰入額9,420百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別利益には、償却債権取立益22,158百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別損失には、固定資産処分損4,059百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他経常収益には、株式等売却益231,265百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常費用には、株式等償却335,790百万円及び貸出金償却67,141百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別利益には、退職給付信託返還益125,961百万円、償却債権取立益77,389百万円、偶発損失引当金取崩額28,257百万円及び固定資産処分益16,642百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別損失には、固定資産処分損17,071百万円、減損損失4,281百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">首都圏</td> <td>廃止予定店舗 1ヶ店</td> <td rowspan="2">土地建物 動産等</td> <td rowspan="2">877</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 27物件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 47物件</td> <td>土地建物 動産等</td> <td>1,911</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定店舗 1ヶ店	土地建物 動産等	877	遊休資産 27物件	その他	遊休資産 47物件	土地建物 動産等	1,911		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">首都圏</td> <td>廃止予定店舗 3ヶ店</td> <td rowspan="2">土地建物 動産等</td> <td rowspan="2">1,299</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 32物件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業用店舗 1ヶ店</td> <td rowspan="2">土地建物 動産等</td> <td rowspan="2">2,981</td> </tr> <tr> <td></td> <td>遊休資産 61物件</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定店舗 3ヶ店	土地建物 動産等	1,299	遊休資産 32物件	その他	営業用店舗 1ヶ店	土地建物 動産等	2,981		遊休資産 61物件
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																											
首都圏	廃止予定店舗 1ヶ店	土地建物 動産等	877																											
	遊休資産 27物件																													
その他	遊休資産 47物件	土地建物 動産等	1,911																											
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																											
首都圏	廃止予定店舗 3ヶ店	土地建物 動産等	1,299																											
	遊休資産 32物件																													
その他	営業用店舗 1ヶ店	土地建物 動産等	2,981																											
	遊休資産 61物件																													
<p>国内銀行連結子会社において、廃止予定店舗及び遊休資産について減損損失を計上しております。その際のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。回収可能価額については、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、路線価に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出した価額、及び鑑定評価額に基づいた価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>		<p>国内銀行連結子会社、一部の国内信託銀行連結子会社及び一部の国内連結子会社において、廃止予定店舗、営業用店舗及び遊休資産について減損損失を計上しております。その際のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。回収可能価額については、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、路線価に基づいて奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出した価額、及び鑑定評価額に基づいた価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>																												

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	12,003	—	131	11,872	注1
第四回第四種優先株式	150	—	150	—	注2
第六回第六種優先株式	150	—	150	—	注2
第十一回第十一種優先株式	943	—	—	943	
第十三回第十三種優先株式	36	—	—	36	
合計	13,284	—	431	12,852	
自己株式					
普通株式	396	0	131	264	注3
第四回第四種優先株式	—	150	150	—	注2
第六回第六種優先株式	—	150	150	—	注2
合計	396	300	431	264	

注1. 減少は自己株式(普通株式)の消却によるものであります。

2. 自己株式(優先株式)の取得及び消却によるものであります。

3. 増加は端株の買取(0千株)によるものであり、減少は自己株式(普通株式)の消却(131千株)及び端株の買増請求に応じたこと(0千株)によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	48,005	4,000	平成18年3月31日	平成18年6月27日
	第四回第四種優先株式	7,140	47,600	平成18年3月31日	
	第六回第六種優先株式	6,300	42,000	平成18年3月31日	
	第十一回第十一種優先株式	18,874	20,000	平成18年3月31日	
	第十三回第十三種優先株式	1,100	30,000	平成18年3月31日	

3. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号平成17年12月27日)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、従来の中間連結剰余金計算書に替えて中間連結株主資本等変動計算書を作成しております。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	11,872	—	475	11,396	注1
第十一回第十一種優先株式	943	—	—	943	
第十三回第十三種優先株式	36	—	—	36	
合計	12,852	—	475	12,376	
自己株式					
普通株式	265	215	476	4	注2
合計	265	215	476	4	

注1. 減少は自己株式（普通株式）の消却によるものであります。

2. 増加は自己株式（普通株式）の取得（214千株）及び端株の買取（0千株）によるものであり、減少は自己株式（普通株式）の消却（475千株）及び端株の買増請求に応じたこと（0千株）によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	83,081	7,000	平成19年3月31日	平成19年6月26日
	第十一回第十一種優先株式	18,874	20,000	平成19年3月31日	
	第十三回第十三種優先株式	1,100	30,000	平成19年3月31日	

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	12,003	—	131	11,872	注1
第四回第四種優先株式	150	—	150	—	注2
第六回第六種優先株式	150	—	150	—	注2
第十一回第十一種優先株式	943	—	—	943	
第十三回第十三種優先株式	36	—	—	36	
合計	13,284	—	431	12,852	
自己株式					
普通株式	396	0	131	265	注3
第四回第四種優先株式	—	150	150	—	注2
第六回第六種優先株式	—	150	150	—	注2
合計	396	300	431	265	

注1. 減少は自己株式（普通株式）の消却によるものであります。

2. 自己株式（優先株式）の取得及び消却によるものであります。

3. 増加は端株の買取（0千株）によるものであり、減少は自己株式（普通株式）の消却（131千株）及び端株の買増請求に応じたこと（0千株）によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	48,005	4,000	平成18年3月31日	平成18年6月27日
	第四回第四種 優先株式	7,140	47,600	平成18年3月31日	
	第六回第六種 優先株式	6,300	42,000	平成18年3月31日	
	第十一回 第十一種 優先株式	18,874	20,000	平成18年3月31日	
	第十三回 第十三種 優先株式	1,100	30,000	平成18年3月31日	

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	83,081	利益剰余金	7,000	平成19年3月31日	平成19年6月26日
	第十一回 第十一種 優先株式	18,874	利益剰余金	20,000	平成19年3月31日	
	第十三回 第十三種 優先株式	1,100	利益剰余金	30,000	平成19年3月31日	

3. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号平成17年12月27日)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用し、従来の連結剰余金計算書に替えて連結株主資本等変動計算書を作成しております。

[次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																														
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>平成18年9月30日現在</td> <td>(単位 百万円)</td> </tr> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>3,490,918</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td>△1,399,542</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>2,091,375</u></td> </tr> </table>	平成18年9月30日現在	(単位 百万円)	現金預け金勘定	3,490,918	中央銀行預け金を除く預け金	△1,399,542	<hr/>		現金及び現金同等物	<u>2,091,375</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>平成19年9月30日現在</td> <td>(単位 百万円)</td> </tr> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>3,234,898</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td>△871,078</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>2,363,820</u></td> </tr> </table> <p>※2. (表示方法の変更)</p> <p>従来、ポイント引当金の増加額(前中間連結会計期間621百万円)は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりましたが、金額の重要性を勘案し当中間連結会計期間から「ポイント引当金の増加額」として区分掲記しております。</p>	平成19年9月30日現在	(単位 百万円)	現金預け金勘定	3,234,898	中央銀行預け金を除く預け金	△871,078	<hr/>		現金及び現金同等物	<u>2,363,820</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>平成19年3月31日現在</td> <td>(単位 百万円)</td> </tr> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>3,993,362</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td>△904,331</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>3,089,030</u></td> </tr> </table>	平成19年3月31日現在	(単位 百万円)	現金預け金勘定	3,993,362	中央銀行預け金を除く預け金	△904,331	<hr/>		現金及び現金同等物	<u>3,089,030</u>
平成18年9月30日現在	(単位 百万円)																															
現金預け金勘定	3,490,918																															
中央銀行預け金を除く預け金	△1,399,542																															
<hr/>																																
現金及び現金同等物	<u>2,091,375</u>																															
平成19年9月30日現在	(単位 百万円)																															
現金預け金勘定	3,234,898																															
中央銀行預け金を除く預け金	△871,078																															
<hr/>																																
現金及び現金同等物	<u>2,363,820</u>																															
平成19年3月31日現在	(単位 百万円)																															
現金預け金勘定	3,993,362																															
中央銀行預け金を除く預け金	△904,331																															
<hr/>																																
現金及び現金同等物	<u>3,089,030</u>																															

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																																								
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>51,440百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,614百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>54,054百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>32,477百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,914百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>34,391百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">中間連結会計期間末残高相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>18,963百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>699百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>19,663百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>9,124百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>21,002百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>30,126百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>5,588百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>4,924百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>463百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2)貸手側 該当ありません。</p>	取得価額相当額		動産	51,440百万円	その他	2,614百万円	合計	54,054百万円	減価償却累計額相当額		動産	32,477百万円	その他	1,914百万円	合計	34,391百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	18,963百万円	その他	699百万円	合計	19,663百万円	1年内	9,124百万円	1年超	21,002百万円	合計	30,126百万円	支払リース料	5,588百万円	減価償却費相当額	4,924百万円	支払利息相当額	463百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>45,896百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,977百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>48,874百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>31,838百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,115百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>33,954百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">中間連結会計期間末残高相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>14,058百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>862百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,920百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>8,452百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>16,131百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>24,583百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>4,298百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>3,579百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>349百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>同左</p> <p>(2)貸手側 該当ありません。</p>	取得価額相当額		動産	45,896百万円	その他	2,977百万円	合計	48,874百万円	減価償却累計額相当額		動産	31,838百万円	その他	2,115百万円	合計	33,954百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	14,058百万円	その他	862百万円	合計	14,920百万円	1年内	8,452百万円	1年超	16,131百万円	合計	24,583百万円	支払リース料	4,298百万円	減価償却費相当額	3,579百万円	支払利息相当額	349百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table border="0"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>47,222百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,609百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>49,831百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>31,141百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,026百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>33,168百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減損損失累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">年度末残高相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>16,056百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>582百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16,638百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>8,804百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>18,466百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>27,271百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定年度末残高 <p>24百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>10,701百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定取崩額</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>10,006百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>876百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>24百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2)貸手側 該当ありません。</p>	取得価額相当額		動産	47,222百万円	その他	2,609百万円	合計	49,831百万円	減価償却累計額相当額		動産	31,141百万円	その他	2,026百万円	合計	33,168百万円	減損損失累計額相当額		動産	24百万円	その他	1百万円	合計	24百万円	年度末残高相当額		動産	16,056百万円	その他	582百万円	合計	16,638百万円	1年内	8,804百万円	1年超	18,466百万円	合計	27,271百万円	支払リース料	10,701百万円	リース資産減損勘定取崩額	1百万円	減価償却費相当額	10,006百万円	支払利息相当額	876百万円	減損損失	24百万円
取得価額相当額																																																																																																																										
動産	51,440百万円																																																																																																																									
その他	2,614百万円																																																																																																																									
合計	54,054百万円																																																																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																																																																										
動産	32,477百万円																																																																																																																									
その他	1,914百万円																																																																																																																									
合計	34,391百万円																																																																																																																									
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																																										
動産	18,963百万円																																																																																																																									
その他	699百万円																																																																																																																									
合計	19,663百万円																																																																																																																									
1年内	9,124百万円																																																																																																																									
1年超	21,002百万円																																																																																																																									
合計	30,126百万円																																																																																																																									
支払リース料	5,588百万円																																																																																																																									
減価償却費相当額	4,924百万円																																																																																																																									
支払利息相当額	463百万円																																																																																																																									
取得価額相当額																																																																																																																										
動産	45,896百万円																																																																																																																									
その他	2,977百万円																																																																																																																									
合計	48,874百万円																																																																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																																																																										
動産	31,838百万円																																																																																																																									
その他	2,115百万円																																																																																																																									
合計	33,954百万円																																																																																																																									
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																																										
動産	14,058百万円																																																																																																																									
その他	862百万円																																																																																																																									
合計	14,920百万円																																																																																																																									
1年内	8,452百万円																																																																																																																									
1年超	16,131百万円																																																																																																																									
合計	24,583百万円																																																																																																																									
支払リース料	4,298百万円																																																																																																																									
減価償却費相当額	3,579百万円																																																																																																																									
支払利息相当額	349百万円																																																																																																																									
取得価額相当額																																																																																																																										
動産	47,222百万円																																																																																																																									
その他	2,609百万円																																																																																																																									
合計	49,831百万円																																																																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																																																																										
動産	31,141百万円																																																																																																																									
その他	2,026百万円																																																																																																																									
合計	33,168百万円																																																																																																																									
減損損失累計額相当額																																																																																																																										
動産	24百万円																																																																																																																									
その他	1百万円																																																																																																																									
合計	24百万円																																																																																																																									
年度末残高相当額																																																																																																																										
動産	16,056百万円																																																																																																																									
その他	582百万円																																																																																																																									
合計	16,638百万円																																																																																																																									
1年内	8,804百万円																																																																																																																									
1年超	18,466百万円																																																																																																																									
合計	27,271百万円																																																																																																																									
支払リース料	10,701百万円																																																																																																																									
リース資産減損勘定取崩額	1百万円																																																																																																																									
減価償却費相当額	10,006百万円																																																																																																																									
支払利息相当額	876百万円																																																																																																																									
減損損失	24百万円																																																																																																																									

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 (1)借手側 ・未経過リース料 1年内 38,128百万円 1年超 158,089百万円 合計 196,218百万円 (2)貸手側 ・未経過リース料 1年内 1,122百万円 1年超 5,494百万円 合計 6,616百万円	2. オペレーティング・リース取引 (1)借手側 ・未経過リース料 1年内 39,149百万円 1年超 132,380百万円 合計 171,529百万円 (2)貸手側 ・未経過リース料 1年内 5百万円 1年超 －百万円 合計 5百万円	2. オペレーティング・リース取引 (1)借手側 ・未経過リース料 1年内 39,288百万円 1年超 151,670百万円 合計 190,959百万円 (2)貸手側 ・未経過リース料 1年内 1,070百万円 1年超 5,319百万円 合計 6,390百万円

[次へ](#)

(有価証券関係)

- ※1. (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」の一部、並びに「その他資産」の一部も含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	968,557	967,176	△1,381
地方債	50,705	50,580	△124
その他	317,773	309,903	△7,869
合計	1,337,035	1,327,659	△9,375

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,019,696	5,311,074	2,291,377
債券	18,937,648	18,781,460	△156,187
国債	18,122,589	17,973,185	△149,404
地方債	88,548	87,709	△839
短期社債	9,967	9,966	△0
社債	716,542	710,599	△5,942
その他	7,792,451	7,695,587	△96,864
合計	29,749,796	31,788,122	2,038,326

- (注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は15,617百万円(損失)であります。
2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。
- 当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は、2,890百万円であります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非公募債券	2,098,353
非上場外国証券	1,048,060
非上場株式	738,926
貸付債権信託受益権等	2,013,043

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	569,515	568,349	△1,166
地方債	49,261	49,135	△126
外国債券	276,762	274,770	△1,992
合計	895,539	892,254	△3,285

（注） 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）
株式	3,242,496	5,426,399	2,183,903
債券	17,512,451	17,371,132	△141,318
国債	16,382,479	16,247,591	△134,888
地方債	65,766	65,383	△382
社債	1,064,205	1,058,157	△6,047
その他	12,210,973	12,046,691	△164,281
外国債券	8,432,702	8,262,982	△169,719
買入金銭債権	2,411,042	2,403,269	△7,773
その他	1,367,228	1,380,440	13,211
合計	32,965,920	34,844,223	1,878,303

（注） 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は14,090百万円（利益）であります。

2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

なお、従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しており、「社債」（取得原価392,173百万円、中間連結貸借対照表計上額391,161百万円）、「外国債券」（取得原価852,445百万円、中間連結貸借対照表計上額836,464百万円）、「買入金銭債権」（取得原価2,411,042百万円、中間連結貸借対照表計上額2,403,269百万円）に含まれております。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、7,853百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非公募債券	1,882,693
非上場株式	403,980
非上場外国証券	467,711
その他	288,206

III 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	8,628,467	5,200

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	969,020	967,192	△1,828	0	1,829
地方債	49,980	49,797	△183	—	183
その他	318,445	312,394	△6,051	—	6,051
合計	1,337,447	1,329,383	△8,063	0	8,064

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	3,317,061	6,010,844	2,693,783	2,741,841	48,058
債券	15,554,634	15,397,175	△157,458	3,953	161,412
国債	14,673,319	14,521,005	△152,314	2,026	154,340
地方債	85,441	84,787	△654	499	1,154
短期社債	6,906	6,905	△0	—	0
社債	788,966	784,477	△4,489	1,427	5,917
その他	9,417,961	9,322,758	△95,203	57,536	152,740
合計	28,289,657	30,730,779	2,441,121	2,803,332	362,210

- (注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、3,935百万円（収益）であります。
2. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。
- 当連結会計年度における減損処理額は、3,247百万円であります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。
- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
 - ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄
4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	34,125,456	311,223	48,873

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
信託受益権	2,161,377
非公募債券	2,231,551
非上場外国証券	1,264,857
その他	475,292

7. 保有目的を変更した有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	6,648,544	7,704,173	2,501,038	1,801,778
国債	6,244,060	5,782,659	2,050,467	1,412,838
地方債	4,078	89,878	36,960	8,290
短期社債	6,905	—	—	—
社債	393,499	1,831,635	413,610	380,649
その他	1,180,743	4,208,060	2,911,237	3,838,161
合計	7,829,288	11,912,234	5,412,275	5,639,940

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	663	663	—

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	685	685	—

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	48,872	12

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	686	686	—	—	—

(注) 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	2,054,065
その他有価証券	2,054,065
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	1,921
(△) 繰延税金負債	813,078
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	1,242,908
(△) 少数株主持分相当額	51,086
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	5,018
その他有価証券評価差額金	1,196,840

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額15,617百万円 (損失) は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	1,864,427
その他有価証券	1,864,427
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	—
(△) 繰延税金負債	640,834
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	1,223,592
(△) 少数株主持分相当額	48,333
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	5,308
その他有価証券評価差額金	1,180,567

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額14,090百万円 (利益) は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金（平成19年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	2,437,367
その他有価証券	2,437,367
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	343
(△) 繰延税金負債	836,571
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	1,601,139
(△) 少数株主持分相当額	56,618
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	6,107
その他有価証券評価差額金	1,550,628

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額3,935百万円（収益）は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	109,398,335	8,150	8,150
	金利オプション	112,612,626	△3,664	11,449
店頭	金利先渡契約	25,254,571	141	141
	金利スワップ	907,408,053	13,543	13,543
	金利オプション	34,120,201	15,058	15,058
	合計	—	—	48,343

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	42,389	12	12
店頭	通貨スワップ	17,842,060	△2,134	292,091
	為替予約	43,746,542	△159,540	△159,540
	通貨オプション	24,134,823	△119,544	22,843
	合計	—	—	155,406

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	株式指数先物	459,066	△453	△453
	株式指数先物オプション	87,012	339	△337
店頭	有価証券店頭オプション	1,350,294	33	6,835
	その他	96,319	1,028	1,028
	合計	—	—	7,073

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	3,117,521	2,192	2,192
	債券先物オプション	1,346,260	471	△118
店頭	債券店頭オプション	835,807	434	575
	合計	—	—	2,649

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	商品先物	39,031	278	278
	商品先物オプション	2,212	0	0
店頭	商品オプション	1,054,134	14,571	14,571
	合計	—	—	14,850

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジットデリバティブ	7,058,023	1,974	1,974
	合計	—	—	1,974

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

(7) ウェザーデリバティブ取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	ウェザーデリバティブ （オプション系）	234	14	14
	合計	—	—	14

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温、降雨量等に係るものであります。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	89,544,947	21,930	21,930
	金利オプション	207,821,562	△2,856	△2,102
店頭	金利先渡契約	35,804,391	△729	△729
	金利スワップ	1,119,569,388	46,694	46,694
	金利オプション	99,508,671	4,511	4,511
	合計	—	—	70,303

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	176,644	5	5
店頭	通貨スワップ	20,525,041	92,517	427,312
	為替予約	49,956,416	△148,978	△148,978
	通貨オプション	26,928,012	△114,742	33,026
	合計	—	—	311,366

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	株式指数先物	413,913	△12,118	△12,118
	株式指数先物オプション	163,338	△698	△317
店頭	有価証券店頭オプション	2,698,552	△19,826	△2,937
	その他	223,817	10,688	10,688
	合計	—	—	△4,685

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	2,836,596	1,514	1,514
	債券先物オプション	775,874	162	508
店頭	債券店頭オプション	1,282,520	△1,040	△755
	合計	—	—	1,266

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	商品先物	48,727	△25	△25
	商品先物オプション	32,816	34	34
店頭	商品オプション	1,135,899	18,029	18,029
	合計	—	—	18,037

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引所取引につきましては、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジットデリバティブ	21,538,839	33,236	33,236
	合計	—	—	33,236

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

(7) ウェザーデリバティブ取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	373	16	16
	合計	—	—	16

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温、降雨量等に係るものであります。

[次へ](#)

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度
(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

(1) 取引の内容

当社グループは、主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。

- A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物、金利先物オプション、金利オプション
- B. 通貨関連取引：通貨先物、通貨先物オプション、通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 株式関連取引：株式指数先物、株式指数先物オプション、株式店頭オプション
- D. 債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション
- E. その他：クレジットデリバティブ、コモディティデリバティブ、ウェザーデリバティブ等

(2) 利用目的

当社グループは、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当社グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM）」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等を、（キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの）ヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュ・フロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。

(3) 取引に対する取組方針

当社グループは、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」
お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験及び財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。
- B. 「当社グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM）」
定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」
適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下のとおりであります。

- A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。
- D. その他のリスク：当社や銀行子会社等の格付が引下げられた場合に追加担保の提供によりコストが発生するリスク。

前連結会計年度
(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、当社グループのクレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する総合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。デリバティブ取引についてもその他の与信と同一の信用リスク管理を行っております。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として総合リスク管理部を設置しております。

当社グループは、金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、ALMに係る基本方針・資金運用調達に関する事項・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、傘下子会社より総合リスク管理部に必要なデータの供給を受け、またリスクの状況等及びリミット等の遵守状況等について定期的及び必要に応じて都度報告を受けており、これら報告等に基づいて市場リスク管理の状況の把握等を行い、市場リスクの状況、リミットの遵守状況等について、日次で社長に、また、定期的及び必要に応じて都度、取締役会及び経営会議等に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	41,594,787	12,154,102	4,000	4,000
	買建	35,055,345	8,103,374	△4,897	△4,897
	金利オプション				
	売建	65,776,981	3,095,374	△20,194	3,456
	買建	75,845,945	7,207,495	16,915	2,014
店頭	金利先渡契約				
	売建	14,159,665	201,828	△1,800	△1,800
	買建	11,447,054	251,828	2,007	2,007
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	496,543,289	323,972,575	△169,559	△169,559
	受取変動・支払固定	502,046,228	319,514,883	△19,342	△19,342
	受取変動・支払変動	30,005,692	19,963,526	6,150	6,150
	受取固定・支払固定	193,518	180,375	3,016	3,016
	金利オプション				
	売建	34,304,976	16,619,950	△122,153	△122,153
買建	25,907,713	14,295,512	126,719	126,719	
	合計	—	—	—	△170,387

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	20,669	—	△3	△3
	買建	25,809	—	6	6
店頭	通貨スワップ 為替予約	18,470,599	12,926,748	67,792	379,483
	売建	30,792,179	1,506,140	△299,672	△299,672
	買建	23,736,388	963,144	180,585	180,585
	通貨オプション				
	売建	13,001,144	7,570,275	△1,267,892	△351,281
	買建	15,283,200	9,759,149	1,120,801	354,733
	合計	—	—	—	263,850

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引 (平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	317,565	—	△3,488	△3,488
	買建	24,975	—	△10	△10
	株式指数先物オプション				
	売建	47,715	—	△559	220
	買建	45,025	1,190	540	△350
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	997,948	398,456	△100,747	△55,733
	買建	971,469	371,788	100,144	62,461
	その他				
	売建	4,300	4,300	△849	△849
	買建	101,370	100,878	1,791	1,791
	合計	—	—	—	4,041

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引 (平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	458,455	—	1,471	1,471
	買建	891,068	—	△1,263	△1,263
	債券先物オプション				
	売建	445,036	765	△180	48
買建	136,864	—	156	△38	
店頭	債券店頭オプション				
	売建	318,435	12,000	△708	△70
	買建	299,427	14,711	823	253
	合計	—	—	—	400

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引 (平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物				
	売建	17,008	1,919	27	27
	買建	18,271	1,633	114	114
	商品先物オプション				
	売建	45,531	—	△96	△96
買建	4,007	—	112	112	
店頭	商品オプション				
	売建	544,304	397,233	△129,352	△129,352
	買建	546,535	393,256	145,473	145,473
	合計	—	—	—	16,278

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ 売建	5,470,755	5,327,411	38,221	38,221
	買建	7,247,444	7,095,001	△46,936	△46,936
	合計	—	—	—	△8,714

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 割引現在価値や取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) ウェザーデリバティブ取引 (平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系) 売建	81	—	△1	△1
	買建	68	—	9	9
	合計	—	—	—	8

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温、降雨量等に係るものであります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,488,724	296,261	78,983	1,863,970	—	1,863,970
(2)セグメント間の内部経常収益	18,925	30,790	57,076	106,793	(106,793)	—
計	1,507,650	327,052	136,060	1,970,763	(106,793)	1,863,970
経常費用	1,036,921	276,100	119,934	1,432,956	(99,142)	1,333,814
経常利益	470,729	50,951	16,126	537,807	(7,651)	530,155

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業、信託業
- (2) 証券業……………証券業
- (3) その他の事業…投資顧問業等

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,816,163	371,361	68,615	2,256,140	—	2,256,140
(2)セグメント間の内部経常収益	22,302	49,853	53,659	125,815	(125,815)	—
計	1,838,466	421,214	122,275	2,381,956	(125,815)	2,256,140
経常費用	1,441,606	425,594	108,946	1,976,146	(119,189)	1,856,956
経常利益 (△は経常損失)	396,860	△4,379	13,329	405,809	(6,625)	399,184

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業、信託業
- (2) 証券業……………証券業
- (3) その他の事業…投資顧問業等

3. 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について444百万円、証券業について78百万円、その他の事業について17百万円それぞれ減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について1,075百万円、証券業について15百万円、その他の事業について18百万円それぞれ減少しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	3,236,020	688,225	175,408	4,099,654	—	4,099,654
(2)セグメント間の内部経常収益	33,728	77,954	125,328	237,011	(237,011)	—
計	3,269,748	766,180	300,736	4,336,666	(237,011)	4,099,654
経常費用	2,672,194	646,254	263,359	3,581,808	(230,323)	3,351,484
経常利益	597,554	119,925	37,377	754,857	(6,687)	748,170

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業、信託業
- (2) 証券業……………証券業
- (3) その他の事業…投資顧問業等

3. 当社及び一部の国内連結子会社の役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）の公表等を機に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より内規に基づく当連結会計年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、銀行業について5,144百万円、証券業について506百万円、その他の事業について137百万円それぞれ経常費用が増加し、経常利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	1,292,138	278,858	196,835	96,137	1,863,970	—	1,863,970
(2)セグメント間の内部経常収益	25,212	64,508	19,088	2,215	111,024	(111,024)	—
計	1,317,350	343,366	215,924	98,353	1,974,994	(111,024)	1,863,970
経常費用	849,902	311,172	201,118	78,801	1,440,995	(107,180)	1,333,814
経常利益	467,448	32,194	14,805	19,551	533,999	(3,843)	530,155

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	1,469,729	353,915	311,241	121,254	2,256,140	—	2,256,140
(2)セグメント間の内部経常収益	26,041	120,061	40,582	893	187,578	(187,578)	—
計	1,495,770	473,976	351,824	122,147	2,443,719	(187,578)	2,256,140
経常費用	1,164,591	411,815	360,502	96,903	2,033,813	(176,856)	1,856,956
経常利益 (△は経常損失)	331,178	62,160	△8,677	25,244	409,905	(10,721)	399,184

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	2,822,824	614,136	445,162	217,530	4,099,654	—	4,099,654
(2)セグメント間の内部経常収益	33,941	166,460	51,229	4,495	256,126	(256,126)	—
計	2,856,765	780,597	496,392	222,026	4,355,781	(256,126)	4,099,654
経常費用	2,276,141	700,757	441,505	183,878	3,602,283	(250,798)	3,351,484
経常利益	580,623	79,840	54,886	38,148	753,498	(5,328)	748,170

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	金額（百万円）
I 海外経常収益	571,831
II 連結経常収益	1,863,970
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合（%）	30.6

- （注） 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2. 海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	金額（百万円）
I 海外経常収益	786,411
II 連結経常収益	2,256,140
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合（%）	34.8

- （注） 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2. 海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	金額（百万円）
I 海外経常収益	1,276,830
II 連結経常収益	4,099,654
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合（%）	31.1

- （注） 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2. 海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(開示対象特別目的会社関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び当該特別目的会社を利用した取引の概要

当社の連結子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人等の形態によっております。)27社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社27社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は3,092,656百万円、負債総額(単純合算)は3,091,809百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の当中間連結会計期間末残高		主な損益	
(項目)	(金額)	(項目)	(金額)
貸出金(百万円)	2,307,781	貸出金利息(百万円)	11,908
信用枠及び流動性枠(百万円)	1,041,881	役務取引等収益(百万円)	1,230

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	288,908円63銭	321,328円20銭	336,937円64銭
1株当たり中間(当期)純利益	33,498円33銭	28,272円51銭	51,474円49銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	30,787円31銭	25,804円83銭	48,803円07銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
1株当たり純資産額				
純資産の部の合計額	百万円	5,689,314	6,226,971	6,724,408
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,335,804	2,566,445	2,813,521
(うち優先株式払込金額)	百万円	(980,430)	(980,430)	(980,430)
(うち優先配当額)	百万円	(—)	(—)	(19,975)
(うち少数株主持分)	百万円	(1,355,374)	(1,586,015)	(1,813,115)
普通株式に係る中間期末(期末)の純 資産額	百万円	3,353,510	3,660,525	3,910,887
1株当たり純資産額の算定に用いら れた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	11,607	11,391	11,607

(注) 2. 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	392,338	327,061	620,965
普通株主に帰属しない金額	百万円	3,497	—	23,472
(うち優先配当額)	百万円	(—)	(—)	(19,975)
(うち配当優先株式に係る 消却差額)	百万円	(3,497)	(—)	(3,497)
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	388,840	327,061	597,492
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	11,607	11,568	11,607

(注) 3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	18,874
(うち優先配当額)	百万円	(—)	(—)	(18,874)
普通株式増加数	千株	1,022	1,106	1,022
(うち優先株式)	千株	(1,022)	(1,106)	(1,022)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要		—	—	—

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>1. 当社は平成19年12月5日開催の取締役会において、連結子会社であるみずほ証券株式会社の第三者割当増資1,500億円について、株式会社みずほコーポレート銀行が全額引受けすることを決議し、同行は12月6日に払込を実施いたしました。</p> <p>今回の増資は、みずほ証券グループ全体の自己資本の充実並びに業務基盤の強化を図ることを目的としたものです。</p>	<p>1. 当社は、平成19年4月20日に、当社保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券の償還に関する取締役会決議を行いました。償還される優先出資証券の概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1)発行体</p> <ul style="list-style-type: none">① Mizuho Preferred Capital (Cayman) 1 Limited② Mizuho Preferred Capital (Cayman) 2 Limited <p>(2)発行証券の種類</p> <p>配当非累積型永久優先出資証券</p> <p>(3)償還総額</p> <ul style="list-style-type: none">① Series B 112,500百万円② Series A 73,000百万円 <p>(4)償還予定日</p> <p>平成19年6月29日</p> <p>(5)償還理由</p> <p>任意償還期日到来による</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>_____</p>	<p>2. 当社連結子会社であるみずほ証券株式会社と持分法適用関連会社である新光証券株式会社は、現在両社にて合併比率の見直し等に係る協議を行っておりますが、平成19年12月20日に両社の取締役会において、平成20年1月1日と予定していた本合併の効力発生日を平成20年5月7日に延期することを決定いたしました。</p>	<p>2. 当社は、平成19年5月22日の取締役会において、子会社である株式会社みずほフィナンシャルストラテジーが保有する当社普通株式を取得し、取得後直ちに消却することを決議し、下記のとおり取得・消却を実施いたしました。本件は、平成15年3月の事業再構築の過程で発生し、上記子会社が当該時点で保有していた当社株式すべて(261,040.83株)を処分したものであり、その内容は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取得した株式の総数 当社普通株式 261,040株 ② 1株あたり取得価額 847,000円 ③ 株式の取得価額の総額 221,100,880,000円 ④ 消却した株式の総数 上記①の取得株式の総数に同じ(会社法第178条に基づく消却) ⑤ 取得・消却実施日 平成19年5月28日 ⑥ 取得方法 相対取引 ⑦ 本件により、資本剰余金及び利益剰余金が合計30,235,629,506円減少いたしますが、自己株式も同額減少するため、純資産の部合計には変動ございません。 <p>なお、1株未満の端株(0.83株)につきましても、併せて当社の株式取扱規程に基づき取得・消却を実施し、上記子会社が保有する当社株式のすべての買戻し・消却を完了いたしました。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p style="text-align: center;">_____</p>	<p style="text-align: center;">_____</p>	<p>3. 当社は、平成19年5月22日の取締役会において、以下のとおり1,500億円を上限とする自己の株式（普通株式）の取得枠を設定いたしました。本件は、当社第十一回第十一種優先株式の取得請求期間が平成20年7月1日に開始となることに伴い、当社の発行済普通株式数が増加する可能性を勘案し、その潜在的な希薄化の影響を抑制する等の観点から実施するものです。</p> <p>取得の内容</p> <p>①取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>②取得する株式の総数 250,000株（上限）</p> <p>③株式の取得価額の総額 1,500億円（上限）</p> <p>④取得する期間 平成19年6月1日から平成19年11月30日まで</p> <p>⑤取得方法 市場取引等</p>

(2) 【その他】

該当ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金		10,097		7,959		2,726	
未収入金		248,545		124,418		248,480	
その他		8,240		6,655		7,142	
流動資産合計		266,883	5.6	139,033	3.0	258,349	5.4
固定資産							
有形固定資産	※1	693		1,019		952	
無形固定資産		3,867		3,799		4,199	
投資その他の資産		4,500,580		4,479,762		4,500,535	
関係会社株式		4,496,426		4,474,686		4,496,431	
その他	※2	4,154		5,076		4,104	
固定資産合計		4,505,141	94.4	4,484,581	97.0	4,505,687	94.6
繰延資産		152	0.0	—	—	—	—
資産合計		4,772,176	100.0	4,623,615	100.0	4,764,036	100.0
(負債の部)							
流動負債							
短期借入金		1,380,000		1,130,000		1,380,000	
短期社債		210,000		160,000		203,000	
賞与引当金		189		236		187	
その他		1,086		2,214		1,906	
流動負債合計		1,591,275	33.4	1,292,450	27.9	1,585,093	33.3
固定負債							
退職給付引当金		572		824		704	
役員退職慰労引当金		—		414		648	
その他		1,549		1,505		1,185	
固定負債合計		2,121	0.0	2,745	0.1	2,538	0.0
負債合計		1,593,397	33.4	1,295,195	28.0	1,587,631	33.3

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
営業収益			1,234,363	100.0		604,926	100.0		1,250,099	100.0
営業費用										
販売費及び一般管理費	※1	9,277	9,277	0.8	9,042	9,042	1.5	19,205	19,205	1.5
営業利益			1,225,085	99.2		595,884	98.5		1,230,893	98.5
営業外収益	※2		185	0.0		258	0.0		214	0.0
営業外費用	※3		5,564	0.4		7,887	1.3		12,640	1.0
経常利益			1,219,706	98.8		588,255	97.2		1,218,468	97.5
特別利益			24,563	2.0		38,377	6.4		24,809	2.0
特別損失			2,730	0.2		254	0.0		3,640	0.3
税引前中間(当期) 純利益			1,241,539	100.6		626,378	103.6		1,239,637	99.2
法人税、住民税及び 事業税		2			9			5		
法人税等調整額		△235	△233	△0.0	△84	△75	△0.0	△78	△73	△0.0
中間(当期)純利益			1,241,772	100.6		626,454	103.6		1,239,710	99.2

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	1,540,965	385,241	50	385,291	4,350	822,956	827,306	△1,255	2,752,307
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	—	△81,421	△81,421	—	△81,421
中間純利益	—	—	—	—	—	1,241,772	1,241,772	—	1,241,772
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△733,935	△733,935
自己株式の処分	—	—	19	19	—	—	—	24	44
自己株式の消却	—	—	△70	△70	—	△733,382	△733,382	733,452	—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	△50	△50	—	426,968	426,968	△457	426,460
平成18年9月30日残高 (百万円)	1,540,965	385,241	—	385,241	4,350	1,249,924	1,254,274	△1,713	3,178,767

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日残高 (百万円)	12	2,752,319
中間会計期間中の変動額		
剰余金の配当（注）	—	△81,421
中間純利益	—	1,241,772
自己株式の取得	—	△733,935
自己株式の処分	—	44
自己株式の消却	—	—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△1	△1
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△1	426,458
平成18年9月30日残高 (百万円)	10	3,178,778

（注） 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	1,540,965	385,241	—	385,241	4,350	1,247,876	1,252,226	△2,037	3,176,394
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△103,056	△103,056	—	△103,056
中間純利益	—	—	—	—	—	626,454	626,454	—	626,454
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△371,429	△371,429
自己株式の処分	—	—	9	9	—	—	—	41	51
自己株式の消却	—	—	△9	△9	—	△371,046	△371,046	371,055	—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	—	152,350	152,350	△331	152,019
平成19年9月30日残高 (百万円)	1,540,965	385,241	—	385,241	4,350	1,400,226	1,404,576	△2,369	3,328,414

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	
平成19年3月31日残高 (百万円)	9	3,176,404
中間会計期間中の変動額		
剰余金の配当	—	△103,056
中間純利益	—	626,454
自己株式の取得	—	△371,429
自己株式の処分	—	51
自己株式の消却	—	—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△4	△4
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△4	152,014
平成19年9月30日残高 (百万円)	5	3,328,419

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	1,540,965	385,241	50	385,291	4,350	822,956	827,306	△1,255	2,752,307
事業年度中の変動額									
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	—	△81,421	△81,421	—	△81,421
当期純利益	—	—	—	—	—	1,239,710	1,239,710	—	1,239,710
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△734,285	△734,285
自己株式の処分	—	—	32	32	—	—	—	50	83
自己株式の消却	—	—	△83	△83	—	△733,369	△733,369	733,452	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	△50	△50	—	424,920	424,920	△782	424,087
平成19年3月31日残高 (百万円)	1,540,965	385,241	—	385,241	4,350	1,247,876	1,252,226	△2,037	3,176,394

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日残高 (百万円)	12	2,752,319
事業年度中の変動額		
剰余金の配当（注）	—	△81,421
当期純利益	—	1,239,710
自己株式の取得	—	△734,285
自己株式の処分	—	83
自己株式の消却	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2	△2
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△2	424,084
平成19年3月31日残高 (百万円)	9	3,176,404

（注） 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式、関連会社株式及び時価のないその他有価証券については、移動平均法による原価法により行っております。	同左	同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 4年～47年 器具及び備品 : 2年～17年 (2) 無形固定資産 商標権については、定額法を採用し、10年で償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 4年～47年 器具及び備品 : 2年～17年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる損益等に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これによる損益等に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 4年～47年 器具及び備品 : 2年～17年 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	創立費及び開業費については、定額法（5年）により償却しております。	—————	創立費及び開業費については、定額法（5年）により償却しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく当事業年度末の支給見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）の公表等を機に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）が公表されたことを踏まえ、当事業年度より内規に基づく当事業年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益は648百万円減少しております。</p>
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。なお、当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は3,178,778百万円であります。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。なお、当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は3,176,404百万円であります。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>中間貸借対照表上「未収入金」は、前中間会計期間まで「流動資産のその他」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間において金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「未収入金」の金額は21,973百万円です。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,068百万円となっております。</p> <p>※2. 担保に供している資産 投資その他の資産のうち1,072百万円</p> <p>3. 保証債務</p> <p>(1) Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証475,682百万円を行っております。</p> <p>(2) みずほコーポレート銀行及びMizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaftのドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。 みずほコーポレート銀行 30,406百万円 Mizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaft 16,163百万円</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,262百万円となっております。</p> <p>※2. 担保に供している資産 投資その他の資産のうち2,067百万円</p> <p>3. 保証債務</p> <p>(1) Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証478,577百万円を行っております。</p> <p>(2) みずほコーポレート銀行及びMizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaftのドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。 みずほコーポレート銀行 35,690百万円 Mizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaft 9,166百万円</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,184百万円となっております。</p> <p>※2. 担保に供している資産 投資その他の資産のうち1,072百万円</p> <p>3. 保証債務</p> <p>(1) Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証484,887百万円を行っております。</p> <p>(2) みずほコーポレート銀行及びMizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaftのドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。 みずほコーポレート銀行 34,695百万円 Mizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaft 9,583百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1. 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 97百万円 無形固定資産 714百万円</p> <p>※2. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 12百万円</p> <p>※3. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 4,872百万円 短期社債利息 516百万円</p>	<p>※1. 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 138百万円 無形固定資産 842百万円</p> <p>※2. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 139百万円</p> <p>※3. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 7,049百万円 短期社債利息 821百万円</p>	<p>※1. 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 216百万円 無形固定資産 1,467百万円</p> <p>※2. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 18百万円</p> <p>※3. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 11,256百万円 短期社債利息 1,052百万円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	2	132	131	3	注1
第四回第四種 優先株式	—	150	150	—	注2
第六回第六種 優先株式	—	150	150	—	注2
合計	2	432	431	3	

注1 増加は自己株式(普通株式)の取得(131千株)及び端株の買取(0千株)によるものであり、減少は自己株式(普通株式)の消却(131千株)及び端株の買増請求に応じたこと(0千株)によるものであります。

2 自己株式(優先株式)の取得及び消却によるものであります。

3 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号平成17年12月27日)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、中間株主資本等変動計算書を作成しております。

当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	3	476	476	3	注
合計	3	476	476	3	

注 増加は自己株式(普通株式)の取得(475千株)及び端株の買取(0千株)によるものであり、減少は自己株式(普通株式)の消却(475千株)及び端株の買増請求に応じたこと(0千株)によるものであります。

前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	2	132	131	3	注1
第四回第四種 優先株式	—	150	150	—	注2
第六回第六種 優先株式	—	150	150	—	注2
合計	2	432	431	3	

注1 増加は自己株式(普通株式)の取得(131千株)及び端株の買取(0千株)によるものであり、減少は自己株式(普通株式)の消却(131千株)及び端株の買増請求に応じたこと(0千株)によるものであります。

2 自己株式(優先株式)の取得及び消却によるものであります。

3 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号平成17年12月27日)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用し、株主資本等変動計算書を作成しております。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																																										
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>車両</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>25百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>車両</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>車両</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9百万円</td></tr> </table> <p>(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20百万円</td></tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		車両	6百万円	器具及び備品	19百万円	合計	25百万円	減価償却累計額相当額		車両	4百万円	器具及び備品	11百万円	合計	16百万円	中間会計期間末残高相当額		車両	1百万円	器具及び備品	7百万円	合計	9百万円	1年内	8百万円	1年超	12百万円	合計	20百万円	支払リース料	0百万円	減価償却費相当額	5百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	3百万円	1年超	1百万円	合計	5百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>車両</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>25百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>車両</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>車両</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3百万円</td></tr> </table> <p>(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12百万円</td></tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		車両	6百万円	器具及び備品	19百万円	合計	25百万円	減価償却累計額相当額		車両	5百万円	器具及び備品	16百万円	合計	22百万円	中間会計期間末残高相当額		車両	0百万円	器具及び備品	2百万円	合計	3百万円	1年内	8百万円	1年超	4百万円	合計	12百万円	支払リース料	0百万円	減価償却費相当額	2百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	1百万円	合計	1百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>車両</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>25百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>車両</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>車両</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5百万円</td></tr> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>13百万円</td></tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		車両	6百万円	器具及び備品	19百万円	合計	25百万円	減価償却累計額相当額		車両	5百万円	器具及び備品	14百万円	合計	19百万円	期末残高相当額		車両	1百万円	器具及び備品	4百万円	合計	5百万円	1年内	8百万円	1年超	5百万円	合計	13百万円	支払リース料	8百万円	減価償却費相当額	8百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	3百万円	合計	3百万円
取得価額相当額																																																																																																																												
車両	6百万円																																																																																																																											
器具及び備品	19百万円																																																																																																																											
合計	25百万円																																																																																																																											
減価償却累計額相当額																																																																																																																												
車両	4百万円																																																																																																																											
器具及び備品	11百万円																																																																																																																											
合計	16百万円																																																																																																																											
中間会計期間末残高相当額																																																																																																																												
車両	1百万円																																																																																																																											
器具及び備品	7百万円																																																																																																																											
合計	9百万円																																																																																																																											
1年内	8百万円																																																																																																																											
1年超	12百万円																																																																																																																											
合計	20百万円																																																																																																																											
支払リース料	0百万円																																																																																																																											
減価償却費相当額	5百万円																																																																																																																											
支払利息相当額	0百万円																																																																																																																											
1年内	3百万円																																																																																																																											
1年超	1百万円																																																																																																																											
合計	5百万円																																																																																																																											
取得価額相当額																																																																																																																												
車両	6百万円																																																																																																																											
器具及び備品	19百万円																																																																																																																											
合計	25百万円																																																																																																																											
減価償却累計額相当額																																																																																																																												
車両	5百万円																																																																																																																											
器具及び備品	16百万円																																																																																																																											
合計	22百万円																																																																																																																											
中間会計期間末残高相当額																																																																																																																												
車両	0百万円																																																																																																																											
器具及び備品	2百万円																																																																																																																											
合計	3百万円																																																																																																																											
1年内	8百万円																																																																																																																											
1年超	4百万円																																																																																																																											
合計	12百万円																																																																																																																											
支払リース料	0百万円																																																																																																																											
減価償却費相当額	2百万円																																																																																																																											
支払利息相当額	0百万円																																																																																																																											
1年内	1百万円																																																																																																																											
合計	1百万円																																																																																																																											
取得価額相当額																																																																																																																												
車両	6百万円																																																																																																																											
器具及び備品	19百万円																																																																																																																											
合計	25百万円																																																																																																																											
減価償却累計額相当額																																																																																																																												
車両	5百万円																																																																																																																											
器具及び備品	14百万円																																																																																																																											
合計	19百万円																																																																																																																											
期末残高相当額																																																																																																																												
車両	1百万円																																																																																																																											
器具及び備品	4百万円																																																																																																																											
合計	5百万円																																																																																																																											
1年内	8百万円																																																																																																																											
1年超	5百万円																																																																																																																											
合計	13百万円																																																																																																																											
支払リース料	8百万円																																																																																																																											
減価償却費相当額	8百万円																																																																																																																											
支払利息相当額	0百万円																																																																																																																											
1年内	3百万円																																																																																																																											
合計	3百万円																																																																																																																											

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末 (平成18年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	137,171	934,429	797,257

当中間会計期間末 (平成19年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	137,171	658,458	521,287

前事業年度末 (平成19年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	137,171	922,423	785,251

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>1. 当社は、平成19年5月22日の取締役会において、子会社である株式会社みずほフィナンシャルストラテジーが保有する当社普通株式を取得し、取得後直ちに消却することを決議し、下記のとおり取得・消却を実施いたしました。本件は、平成15年3月の事業再構築の過程で発生し、上記子会社が当該時点で保有していた当社株式すべて(261,040.83株)を処分したものであり、その内容は以下のとおりです。</p> <p>① 取得した株式の総数 当社普通株式 261,040株</p> <p>② 1株あたり取得価額 847,000円</p> <p>③ 株式の取得価額の総額 221,100,880,000円</p> <p>④ 消却した株式の総数 上記①の取得株式の総数に同じ(会社法第178条に基づく消却)</p> <p>⑤ 取得・消却実施日 平成19年5月28日</p> <p>⑥ 取得方法 相対取引</p> <p>⑦ 本件により、資本剰余金及び利益剰余金が合計221,100,880,000円減少いたしました。</p> <p>なお、1株未満の端数(0.83株)につきましても、併せて当社の株式取扱規程に基づき取得・消却を実施し、上記子会社が保有する当社株式のすべての買戻し・消却を完了いたしました。</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>2. 当社は、平成19年5月22日の取締役会において、以下のとおり1,500億円を上限とする自己の株式(普通株式)の取得枠を設定いたしました。本件は、当社第十一回第十一種優先株式の取得請求期間が平成20年7月1日に開始となることに伴い、当社の発行済普通株式数が増加する可能性を勘案し、その潜在的な希薄化の影響を抑制する等の観点から実施するものです。</p> <p>取得の内容</p> <p>① 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>② 取得する株式の総数 250,000株(上限)</p> <p>③ 株式の取得価額の総額 1,500億円(上限)</p> <p>④ 取得する期間 平成19年6月1日から平成19年11月30日まで</p> <p>⑤ 取得方法 市場取引等</p>

(2) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|---------------------------|
| (1) 臨時報告書 | 平成19年4月2日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。 | |
| (2) 臨時報告書の訂正報告書 | 平成19年4月3日
関東財務局長に提出。 |
| 平成19年1月16日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。 | |
| (3) 自己株券買付状況報告書 | 平成19年6月11日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自 平成19年5月1日 至 平成19年5月31日） | |
| (4) 有価証券報告書及びその添付書類 | 平成19年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| 事業年度（第5期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日） | |
| (5) 自己株券買付状況報告書 | 平成19年7月9日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自 平成19年6月1日 至 平成19年6月30日） | |
| (6) 有価証券報告書の訂正報告書 | 平成19年7月30日
関東財務局長に提出。 |
| 平成19年6月27日提出の第5期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | |
| (7) 半期報告書の訂正報告書 | 平成19年7月30日
関東財務局長に提出。 |
| 平成18年12月27日提出の第5期半期報告書に係る訂正報告書であります。 | |
| (8) 有価証券報告書の訂正報告書 | 平成19年7月30日
関東財務局長に提出。 |
| 平成18年6月29日提出の第4期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | |
| (9) 自己株券買付状況報告書 | 平成19年8月8日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自 平成19年7月1日 至 平成19年7月31日） | |
| (10) 自己株券買付状況報告書 | 平成19年9月7日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自 平成19年8月1日 至 平成19年8月31日） | |
| (11) 自己株券買付状況報告書 | 平成19年10月9日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自 平成19年9月1日 至 平成19年9月30日） | |
| (12) 自己株券買付状況報告書 | 平成19年11月8日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自 平成19年10月1日 至 平成19年10月31日） | |
| (13) 自己株券買付状況報告書 | 平成19年12月7日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自 平成19年11月1日 至 平成19年11月30日） | |
| (14) 臨時報告書の訂正報告書 | 平成19年12月21日
関東財務局長に提出。 |
| 平成19年1月16日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。 | |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松村 直季

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松村 直季

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松村 直季

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松村 直季

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。